

平成23年12月13日
於：区議会大会議室

第1回 世田谷区基本構想審議会

区長あいさつ

議 題

1. 会長の選出
2. 諮問
3. 世田谷区基本構想審議会の運営について
4. 世田谷区の現況について
5. その他

第1回世田谷区基本構想審議会 配付資料一覧

【資料】

- 1 世田谷区基本構想審議会委員名簿
- 2 座席表
- 3 諮問第1号
- 4 世田谷区基本構想審議会条例、同施行規則、運営実施要領
- 5 世田谷区基本構想審議会の運営について、傍聴要領
- 6 「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」の策定について
- 7 世田谷区基本構想審議会スケジュール、策定の流れ
- 8 これまでの世田谷区基本構想・基本計画と主な政策・施策等
- 9 新たな基本構想・基本計画の策定イメージ
- 10 世田谷区の現況について
- 11 部会の設置について

【参考資料】

- 世田谷区人口推計（速報版）
- 世田谷区基本構想（平成6年9月議決）
- 世田谷区基本計画（平成17年度～平成26年度）
- 世田谷区実施計画・行政経営改革計画推進状況（平成20～23年度）
- 世田谷区 区政運営方針（平成23年8月）
- 世田谷区の財政状況
- 世田谷区政概要（2011）
- 世田谷区全図

世田谷区基本構想審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

【学識経験者】

い い だ てつなり 飯 田 哲 也	NPO法人環境エネルギー政策研究所所長
お お す ぎ さとる 大 杉 覚	首都大学東京大学院社会科学部研究科教授
お お は し けんさく 大 橋 謙 策	日本社会事業大学大学院特任教授
こ ば や し まさみ 小 林 正 美	明治大学理工学部建築学科教授
た け だ まさひろ 竹 田 昌 弘	共同通信企画委員兼編集委員
な が い たえこ 永 井 多 恵子	(公財)せたがや文化財団副理事長 社団法人国際演劇協会 (ITI/UNESCO) 会長
ぼ ん ど う まりこ 坂 東 眞 理子	昭和女子大学学長
ま つ し ま しげる 松 島 茂	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授
み や だ い しんじ 宮 台 真 司	首都大学東京都市教養学部教授
も り お か きよし 森 岡 清 志	放送大学教授
も り た あけみ 森 田 明 美	東洋大学社会学部社会福祉学科教授

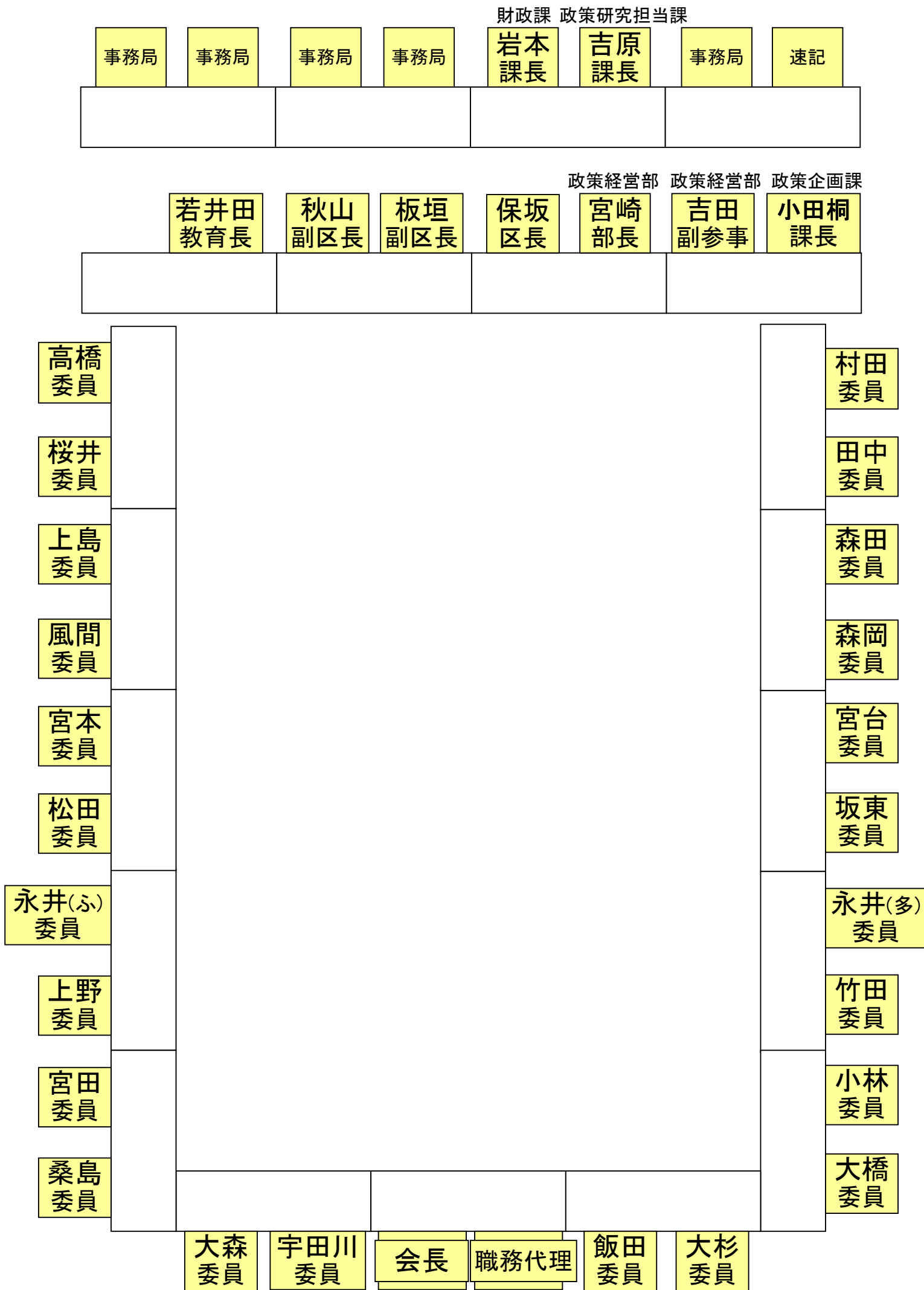
【区民】

う え の あきこ 上 野 章 子	公募委員
う だ が わ くにいち 宇 田 川 國 一	世田谷区町会総連合会副会長
お お も り たける 大 森 猛	世田谷区民生児童委員協議会会長
く わ じ ま としひこ 桑 島 俊 彦	世田谷区商店街連合会会長
な が い ふみ 永 井 ふ み	公募委員
ま つ だ ひろし 松 田 洋	公募委員
み や た はるみ 宮 田 春 美	世田谷区立小学校PTA連合協議会会長
み や も と きょうこ 宮 本 恭 子	公募委員

【区議会議員】

か ざ ま 風 間 ゆたか	世田谷区議会議員
か み し ま 上 島 よしもり	世田谷区議会議員
さ く ら い じゅんこ 桜 井 純 子	世田谷区議会議員
た か は し あきひこ 高 橋 昭 彦	世田谷区議会議員
た な か ゆうこ 田 中 優 子	世田谷区議会議員
む ら た よしのり 村 田 義 則	世田谷区議会議員

第1回世田谷区基本構想審議会 座席表
 (第2庁舎4階区議会大会議室)



(諮問受渡)

諮 問 第 1 号

平成23年12月13日

世田谷区基本構想審議会

様

世田谷区長 保坂展人

世田谷区基本構想審議会条例（平成23年
10月条例第24号）第2条の規定に基づ
き、下記のとおり諮問いたします。

記

諮問事項

世田谷区基本構想、基本計画を策定するに
あたっての、区政運営の基本的な考え方につ
いて

諮問理由

2011年3月11日は、後世に残る災禍に見舞われました。マグニチュード9という大規模かつ広範囲の東日本大震災と襲来した大津波は多くの人命を奪い、それに続く福島第一原発事故と放射性物質の拡散という危機的事態は、福島県を中心に首都圏にいたるまで深刻な影響をもたらしています。

世田谷区は戦後、良好な住宅都市として、「いつまでも住み続けたいまち」の基盤形成を目指してきています。「福祉文化都市」としても独自の先進性を持ち、住民参加の気風を取り入れ、地域分権の思想のもとに地域行政制度を運営してきた歴史は今に続いています。

一方で、超高齢化社会を迎えて、福祉行政への需要は高まり、従来の施設中心の対象別の施策から高齢者・障害者を街ぐるみで支える福祉行政の展開が求められています。子どもの出生数も増加しており、保育所整備をはじめとした子育て支援の充実も求められています。また、将来世代の子どもたちに最良の教育環境を整備することも区の重要な責務です。

世田谷区の人口は、平成22年の国勢調査で87万7000人と過去最高となりました。政令市どころか県を上回る規模でありながら、特別区制度の下で多くの制約を受けながら、膨張する行政需要に対して税源移譲がともなわないという障壁を抱えています。

それでも、時代の要請と変化に機敏に応え、世田谷区が踏み出す一步は、全国の自治体のみならず国の法制度や政策にも大きな影響を与える可能性も大いにあります。平成6年9月に議決された基本構想から17年間、これまでの画期的な取組みや地道な成果を生かしながらも、基礎からビジョンを組み立てなおす時期に入りました。

そこで、これからの世田谷区をつくりあげるため、素晴らしい未来への架け橋となる「基本構想」「基本計画」を策定するにあたっての、私たちが進むべき進路を示していただきたく、区政運営の基本的な考え方について諮問いたします。

世田谷区基本構想審議会条例

平成 23 年 10 月 4 日
条例第 24 号

(設置)

第 1 条 世田谷区の区政の基本理念である基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）を策定するため、区長の附属機関として、世田谷区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本構想等の策定について必要な事項を審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、学識経験者、区民及び区議会議員のうちから、区長が委嘱する委員 25 人以内をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する答申をした日までとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 23 年 10 月 5 日から施行する。

2 世田谷区基本計画審議会条例（平成 15 年 5 月世田谷区条例第 39 号）は、廃止する。

世田谷区基本構想審議会条例施行規則

平成 23 年 10 月 4 日
規則第 48 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、世田谷区基本構想審議会条例（平成 23 年 10 月世田谷区条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委員の内訳)

第 2 条 条例第 3 条に規定する世田谷区基本構想審議会（以下「審議会」という。）の委員の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 11 人以内
- (2) 区民 8 人以内
- (3) 区議会議員 6 人以内

(意見等の聴取)

第 3 条 審議会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 23 年 10 月 5 日から施行する。
- 2 世田谷区基本計画審議会条例施行規則（平成 15 年 5 月世田谷区規則第 74 号）は、廃止する。

世田谷区基本構想審議会運営実施要領

23 世企第 148 号

平成 23 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、世田谷区基本構想審議会条例（平成 23 年 10 月世田谷区条例第 24 号）第 1 条に規定する世田谷区基本構想審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱の取消し)

第 2 条 区長は、次に掲げる場合は、審議会の委員の委嘱を取り消すものとする。

- (1) 委員から辞退の申し出があったとき。
- (2) 世田谷区基本構想審議会区民委員募集要領（平成 23 年 10 月 23 世企第 117 号。以下「募集要領」という。）1 に規定する世田谷区基本構想審議会の公募による区民委員にあつては、募集要領 3 の資格要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他、区長が委嘱を取り消す必要があると認めたとき。

(報酬等)

第 3 条 世田谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 10 月世田谷区条例第 36 号）に基づき支給する報酬等については、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(会議の公開)

第 4 条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、世田谷区情報公開条例（平成 13 年 3 月世田谷区条例第 6 号）第 7 条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるとき。

(庶務)

第 5 条 審議会に関する事務は、政策経営部政策企画課が処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

世田谷区基本構想審議会の運営について

世田谷区基本構想審議会の運営に関する事項のうち、「世田谷区基本構想審議会条例」「同施行規則」「同運営実施要領」に定めのない事項については、下記のとおり、取扱いを致したい。

記

1 審議会の傍聴について

- ・傍聴に関する事項を、別添「世田谷区基本構想審議会傍聴要領」のとおり定める。
- ・審議会は、録画編集し、動画により区のホームページで公開する。

2 議事録について

- ・審議会の議事録は、出席委員全員の確認を得て、発言者の氏名を含めて公開する。

3 区民への情報提供について

- ・区のおしらせ、区のホームページにより、区民等への情報提供を行う。
- ・ホームページには、審議会で配付された資料、会議の要旨、議事録等を掲載する。

4 部会の設置について

- ・「世田谷区基本構想審議会」のもとに、個別のテーマについて、少人数で活発な議論を行うため、「部会」を設置する。

世田谷区基本構想審議会傍聴要領

23 世企 第 149 号

平成 23 年 12 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要領は、世田谷区基本構想審議会(以下「審議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議ごとに傍聴申込書(別記第1号様式)により会長に申請し、傍聴券(別記第2号様式)の交付を受けなければならない。

2 審議会において傍聴を認めない決定をしたときは、傍聴券を交付しないものとする。

3 傍聴券の交付を受けたものは、会議室に入場の際、係員に提示し、指定された傍聴席につくこととする。

4 傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を返還することとする。

(定員)

第3条 傍聴者の人数は原則として20人以内とする。

2 傍聴者の人数は、会議室等の事情を考慮し、会議ごとに定める。なお、傍聴申込者が定員を超えた場合は、抽選とする。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 傍聴席において静粛に傍聴することとし、委員及び説明員の発言を批評したり、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 飲食、喫煙又は談笑をしないこと。

(3) 写真、ビデオの撮影、録音又は録画をしないこと。

(4) 携帯電話等の無線機器及びパソコン等情報機器を使用しないこと。

(5) 前各号のほか、会議の秩序を乱し、又は、議事の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場及び入場制限)

第5条 会長は、前条の規定に違反し、会議の進行上支障があると認めるときは、これを制止し、その制止に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人がこの要領の規定に違反し、会長より退場を命じられたときは、速やかに静粛に退場しなければならない。

3 会長は、明らかに議事を妨害する恐れがあると認められる者については、入場を制限することができる。

(委任)

第6条 本要領中に定めのない事項については、審議会が別に定める。

(第1号様式)

交付番号 _____
世田谷区基本構想審議会傍聴申込書 (第 回審議会)
平成 年 月 日
傍聴人 住所 _____
氏名 _____
世田谷区基本構想審議会

(第2号様式)

交付番号 _____
世田谷区基本構想審議会傍聴券 (第 回審議会)
平成 年 月 日
傍聴人 住所 _____
氏名 _____
世田谷区基本構想審議会
傍聴人注意事項
1 傍聴人は、会場に入場の際、傍聴券を係員に提示し、退場の際、返還してください。 2 傍聴人は、世田谷区基本構想審議会傍聴要領を守り、係員の指示に従ってください。 3 傍聴人は、傍聴するときは静粛にし、次の事項を守ってください。 (1) 傍聴席において静粛に傍聴することとし、委員及び説明員の発言を批評したり、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。 (2) 飲食、喫煙又は談笑をしないこと。 (3) 写真、ビデオの撮影、録音又は録画をしないこと。 (4) 携帯電話等の無線機器及びパソコン等情報機器を使用しないこと。 (5) そのほか、会議の秩序を乱し、又は、議事の妨害となる行為をしないこと。 上記の事項に違反し、会長から退場を命じられたときは、速やかに退場するものとする。

「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」の策定について

1 主旨

世田谷区基本構想の策定より17年が経過し、社会情勢も大きく変化していることから、新たな基本構想及び基本計画を策定する。

2 基本構想、基本計画の位置づけと想定期間

(1) 基本構想（平成25年度に議会へ提案、20年程度）

区の特長や歴史的経緯を踏まえた、まちづくりと自治の発展をめざす、区政の基本理念

(2) 基本計画（平成26年度～平成35年度、10年程度）

向こう10年間の社会動向を踏まえ、政策課題の解決の方向性を体系化した指針

3 策定の考え方

(1) 基本構想・基本計画は、従来の網羅型ではなく、区として重点的に取り組むことを明確にするものとする。

(2) 区民に読まれる計画、わかりやすい計画とする。

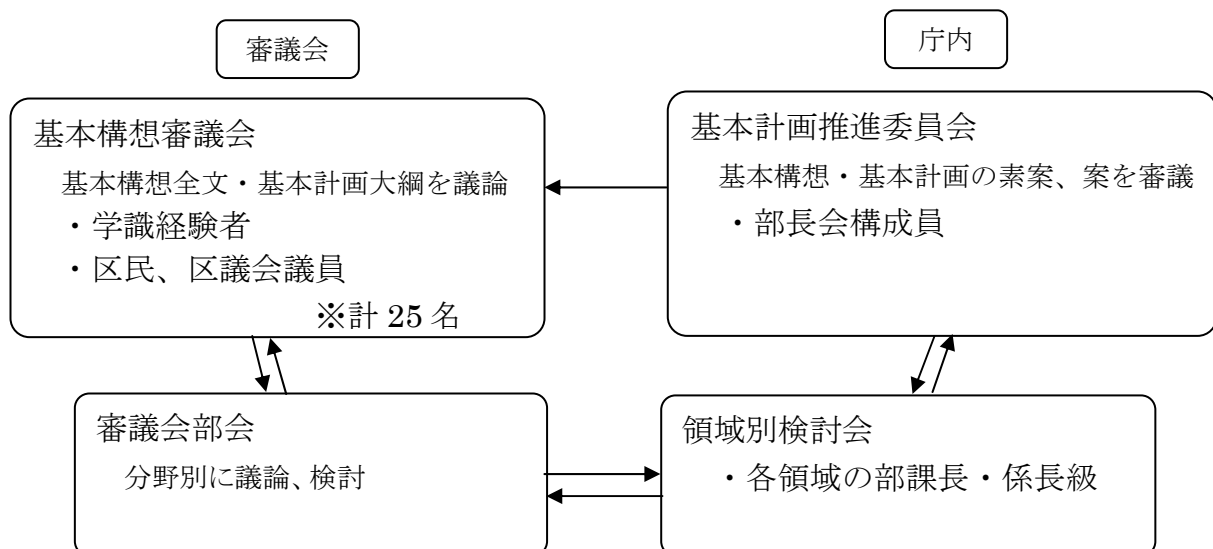
4 策定の体制

(1) 基本構想審議会

基本構想、基本計画に関する諮問事項を審議する。基本構想の全文、基本計画大綱（基本計画の理念、骨格及び主要内容を整理したもの）を答申する。

(2) 基本計画推進委員会

基本構想、基本計画の策定に係る事項全般を検討する。



5 全体スケジュール（予定）

平成23年12月13日	第1回審議会（諮問）
平成25年 4月	審議会答申
9月	第3回区議会定例会（基本構想（案））
12月	議会報告（基本計画（案））

世田谷区基本構想審議会スケジュール（予定）

回	開催日	審議項目
1	平成23年12月13日（火）	1 諮問 2 基本構想・基本計画の構成イメージ 3 世田谷区の現況について 4 委員自己紹介
	平成24年2月上旬～2月中旬	【第1回部会】（3グループ） ※全グループ共通のテーマで実施します 1 区を取り巻く社会動向について 2 地域コミュニティの活性化について 3 少子高齢化への対応について 4 今後、重視すべき取組みについて
2	平成24年3月28日（水）～30日（金）	1 今後重視すべき取組みについて （テーマの選択⇒部会で議論）
	平成24年4月～6月	【第1部会～第3部会】 ※テーマ別を実施します 1 区政の分野別課題について 2 重視すべき取組みについて 3 基本構想の理念について 4 区の将来像について
3	平成24年7月23日（月）の週	1 基本構想の理念について（中間まとめ） 2 区の将来像について（中間まとめ） 3 将来像実現のための重点政策について （中間まとめ）
	平成24年8月～11月	【第1部会～第3部会】 ※テーマ別を実施します 1 重点（戦略的）政策の検討 2 基本計画の基本方針の検討
4	平成24年12月17日（月）の週	1 基本構想（素案）について ・基本理念、将来像 2 基本計画大綱（素案）について ・基本計画の基本方針 ・重点政策
5	平成25年1月～2月	1 答申案について
6	平成25年3月	1 答申案について
7	平成25年4月中旬	1 基本構想、基本計画大綱答申

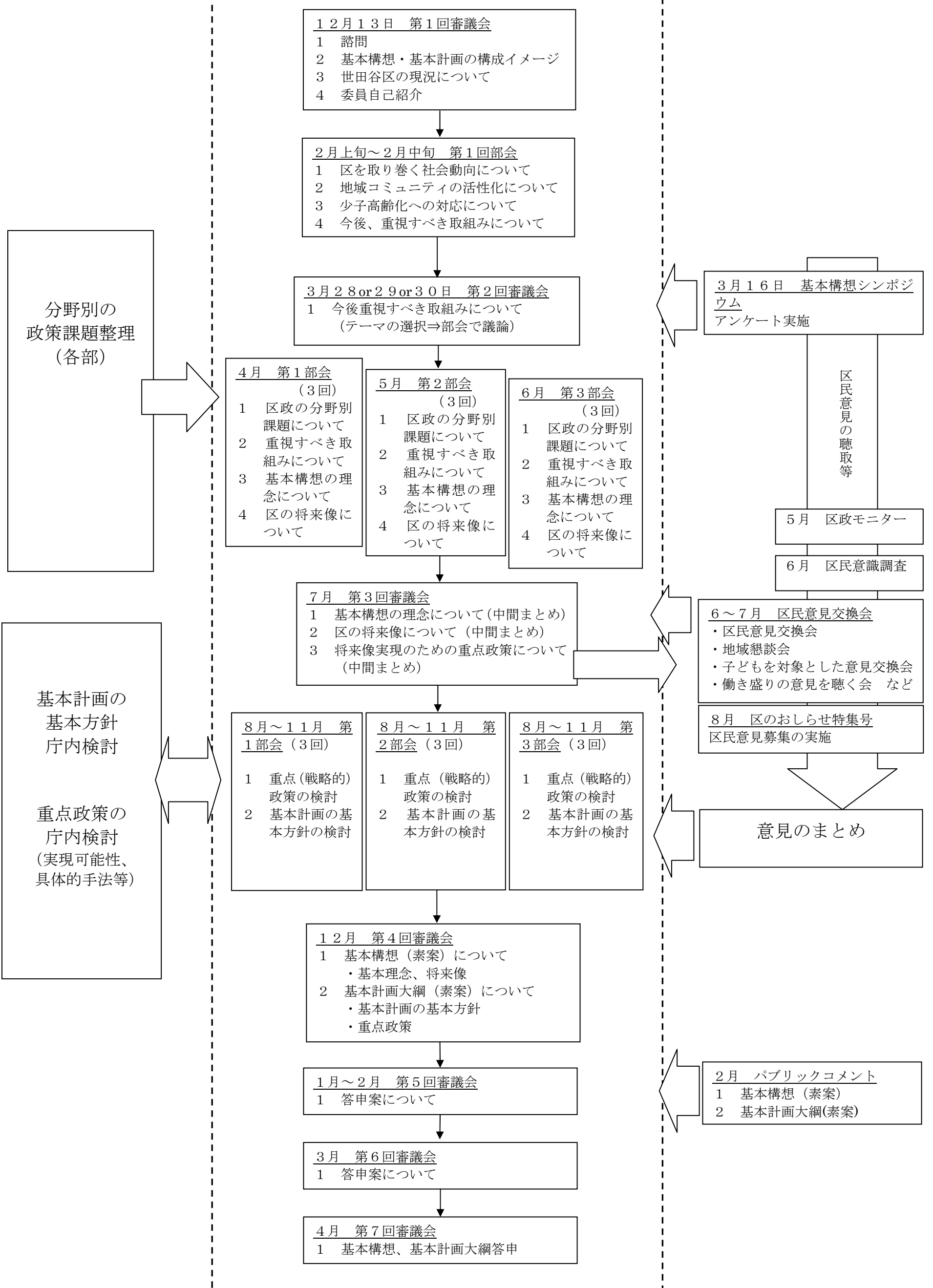
※平成24年3月16日（金）、基本構想シンポジウム開催予定（三茶しゃれなあとホール）

基本構想策定の流れ (案)

庁内検討

基本構想審議会

区民意見集約等



世田谷区基本構想 (昭和 53 年 6 月議決)

○基本原則

- ・区民生活優先の原則をつらぬく
- ・区民自治の確立と広域協力の確保に努める
- ・科学性と計画性の徹底をはかる

○将来像

- ・美しい緑におおわれ安全でゆたかな生活環境のまち
- ・充実した福祉と安定した地域経済生活のいとなめるまち
- ・すぐれた教育と香り高い文化を享受できるまち
- ・区民の交流によるいきいきとしたコミュニティのあるまち

世田谷区基本計画

(昭和 54 年度～61 年度)

福祉社会をめざすヒューマン都市世田谷

- ・世田谷区の人口上限と人口抑制
- ・土地の公共的利用の促進
- ・変貌する区民生活への対応
- ・居住環境の整備
- ・都市基盤の整備
- ・区財政の効率的運用と財政基盤の拡充

世田谷区新基本計画

(昭和 62 年度～平成 6 年度)

21 世紀のヒューマン都市世田谷の発展をめざして

- ・高齢化社会への対応
- ・情報化社会時代と国際化時代への対応
- ・緑豊かな快適環境の創出
- ・安全で快適な都市基盤の整備

世田谷区の動き

- ・羽根木プレーパーク開設 (S54)
- ・川場村と健康村相互協力協定 (S56)
- ・街づくり条例制定 (S57)
- ・ウィーン市ドブリング区と姉妹都市提携 (S60)
- ・世田谷区平和都市宣言 (S60)
- ・世田谷美術館開館 (S60)

- ・教育センター、中央図書館開館 (S63)
- ・総合福祉センター開設 (H1)
- ・女性センター「らぶらす」開設 (H2)
- ・地域行政制度開始 (H3)
- ・オーストラリア・バンバリー市と姉妹都市提携 (H4)

国・世の中等の動き

- ・「特例市」構想 (S56)
- ・都区制度改革の基本的方向 (都区合意) (S60)
- ・バブル景気 (S61)
- ・男女雇用機会均等法施行 (S61)

- ・消費税導入 (H1)
- ・1.57 ショック (合計特殊出生率が当時の過去最低に) (H1)
- ・バブル経済崩壊 (H1)
- ・東西冷戦の終焉 (H2 頃)
- ・円相場初の 100 円突破 (H6)

世田谷区基本構想 (平成 6 年 9 月議決)

○基本理念

- ・人間尊重のまちづくり
- ・環境と共生する社会の実現
- ・区民自治の確立

○将来像

- ・生命と健康を守り長寿を喜びあえるまち
- ・いきがいと文化を育むまち
- ・いきいきとした暮らしのあるまち
- ・快適な環境のなかで住み続けられるまち
- ・安全で住みやすいまち

世田谷区基本計画

(平成 7 年度～16 年度)

共に支え共に生きるヒューマン都市世田谷

- ・いきがいと人づくりへの支援
- ・世田谷型福祉システムの展開
- ・環境とともに生きるまちづくり
- ・居住環境の整備
- ・都市機能の総合的整備

世田谷区基本計画調整計画

(平成 11 年度～平成 16 年度)

- ・学びあい育ち・育てあう地域社会づくり
- ・健やかで豊かな地域社会づくり
- ・環境とともに生きるまちづくり
- ・これからも住みたい地域社会づくり
- ・都市基盤の総合的整備
- ・情報化の推進

- ・世田谷文学館開館 (H7)
- ・5 地域に保健福祉センター開設 (H9)
- ・世田谷文化生活情報センター開設 (H9)
- ・BOP (H7)、新 BOP (H11) 事業開始
- ・清掃・リサイクル条例の制定と様々なリサイクル事業の展開 (H11)
- ・特別区制度改革、清掃事業移管 (H12)
- ・世田谷ものづくり学校開校 (H16)
- ・「日本語」教育特区認定 (H16)

- ・阪神・淡路大震災発生 (H7)
- ・NPO 法施行 (H10)
- ・地方分権一括法施行 (H12)
- ・介護保険制度開始 (H12)
- ・住民基本台帳ネットワーク稼動 (H14)
- ・三位一体の改革 (H14)
- ・新潟県中越地震発生 (H16)

世田谷区基本計画

(平成 17 年度～26 年度)

いつまでも住み続けたい『魅力あふれる 安全・安心のまち世田谷』

- ・安全で安心なまち
- ・魅力的で活力あふれるまち
- ・健康でやすらぎのあるまち
- ・世田谷の文化を育み、未来が輝くまち
- ・区民が創るまち

- ・あんしんすこやかセンター整備 (H17)
- ・出張所改革 (まちづくり出張所) (H18)
- ・24 時間安全安心パトロール (H18)
- ・お問い合わせセンター「せたがやコール」開設 (H18)
- ・せたがや自治政策研究所の開設 (H19)
- ・みどり 33 の取り組み開始 (H19)
- ・地域の絆再生支援事業実施 (H20)
- ・発達障害相談・療育センター「げんき」開設 (H21)

- ・耐震偽装問題 (H17)
- ・郵政民営化 (H17)
- ・リーマンショック (H20)
- ・後期高齢者医療制度開始 (H20)
- ・東日本大震災発生 (H23)

世田谷区基本構想

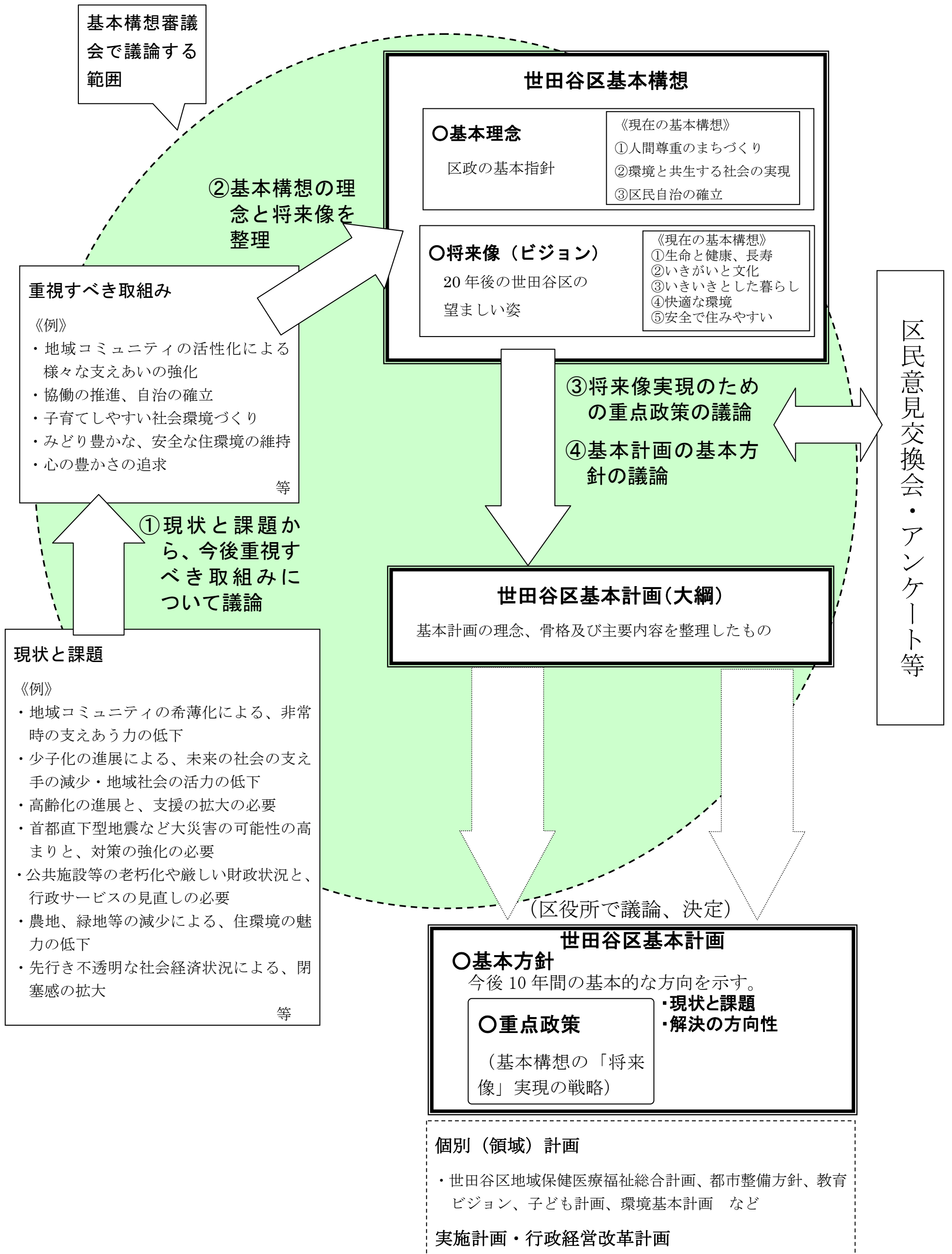
(平成 25 年度提案予定)

世田谷区基本計画

(平成 26 年度～)

重点的な政策

新たな基本構想・基本計画の策定イメージ



世田谷区の現況説明資料

平成23年12月

《目次》

1	世田谷区の人口、面積、世帯数等	p 1
2	将来の人口	p 2
3	街の姿	p 5
4	区民の仕事	p 7
5	区民の意識	p 8
6	地域のつながり—住民力	p 1 1
7	財政状況	p 1 3
8	福祉の状況	p 1 5
9	区民の所得と納税額	p 1 7

1 世田谷区の人口、面積、世帯数等

総人口 835,819 人
 面積 58.084 km²
 総世帯数 434,694 世帯
 人口密度 14,390 人/km²

(平成 23 年 1 月 1 日の住民基本台帳による。外国人を含まない。)

東京 23 区の中では、人口、世帯数ともに第 1 位である。



世田谷区の人口・世帯数

単位：世帯数＝世帯、人口・人口密度＝人、面積＝km²

地 域	世帯数	人 口			面 積	人口密度 (1K m ² あ たり)	1世帯 あたりの 人数
		総 数 (人口に対する百分 比%)	男	女			
区内全域	434,694	835,819 (100.00)	399,203	436,616	58.084	14,390	1.92
世田谷地域	126,192	228,982 (27.40)	108,668	120,314	12.333	18,567	1.81
北沢地域	80,045	140,984 (16.87)	67,219	73,765	8.645	16,308	1.76
玉川地域	101,475	206,449 (24.70)	97,504	108,945	15.82	13,050	2.03
砧地域	70,265	150,132 (17.96)	72,957	77,175	13.566	11,067	2.14
烏山地域	56,717	109,272 (13.07)	52,855	56,417	7.72	14,154	1.93

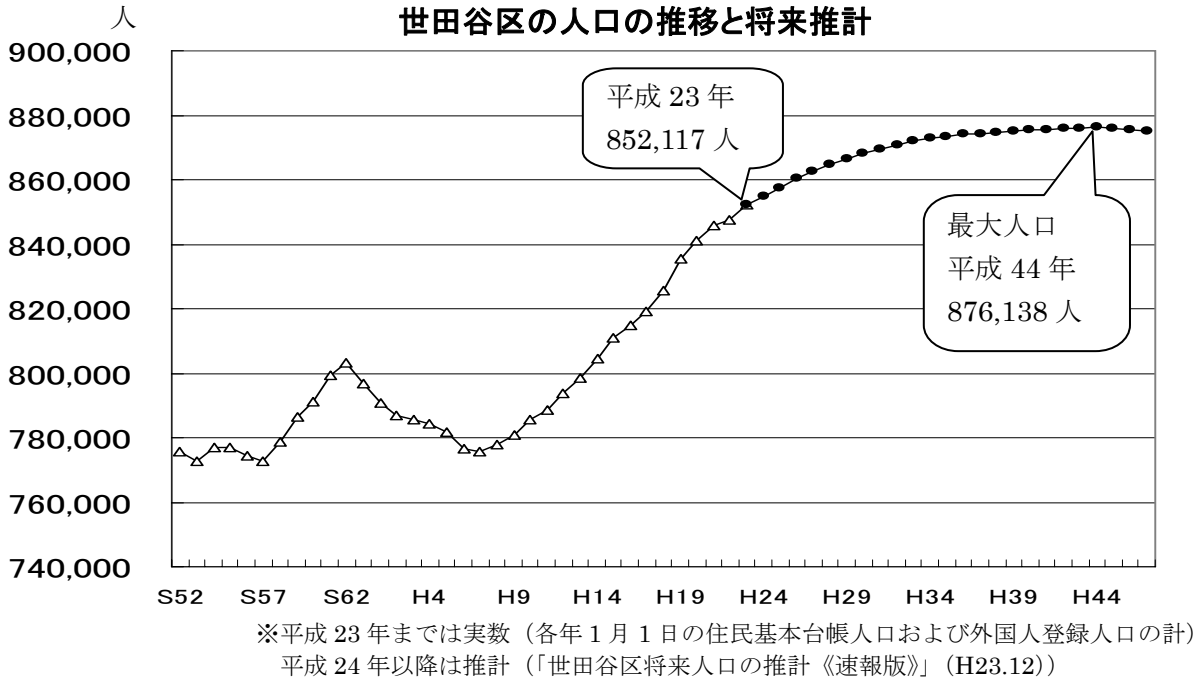
※平成 23 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳により作成 (外国人登録人口は含まない)

(注) 人口に対する百分比は四捨五入処理により内訳と総数が一致しない場合がある。

2 将来の人口

(1) 総人口は今後も増加傾向

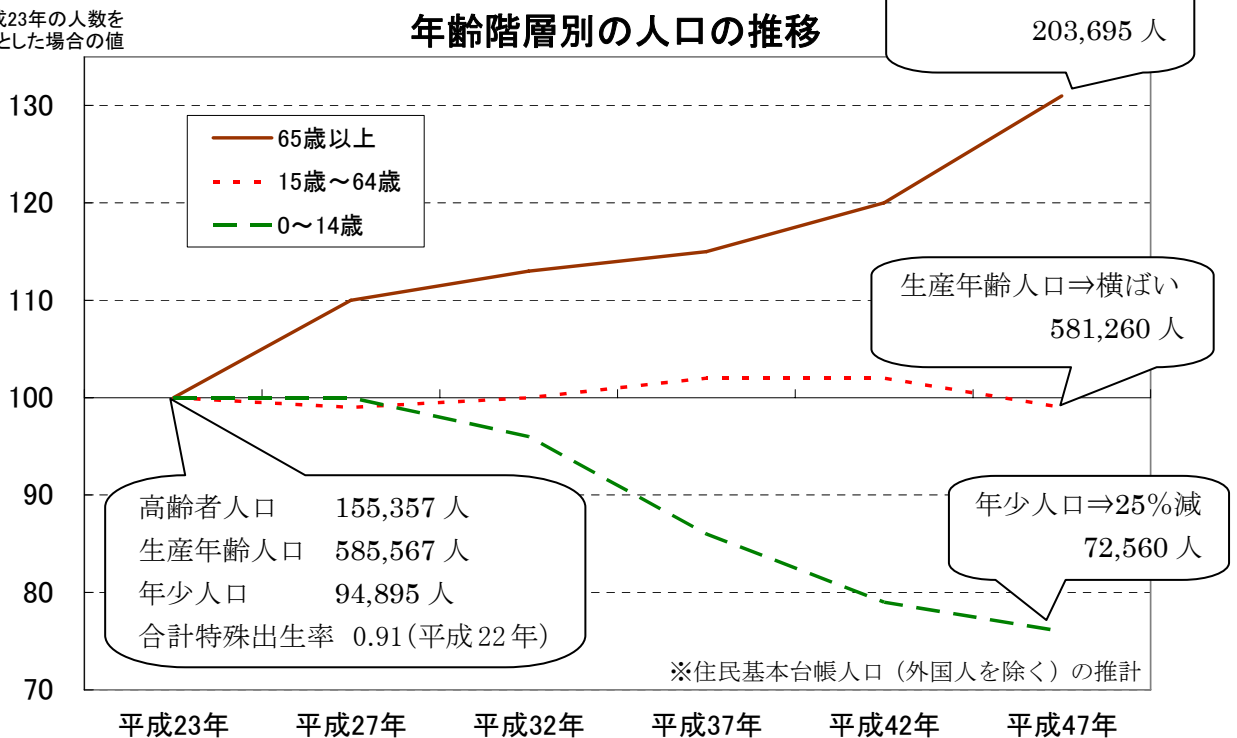
世田谷区は都心に近いうえ、交通の便のよい良好な住宅地としての性格が強く、急激な勢いで人口が増加してきたが、昭和の終わりからは減少傾向にあった。しかし、平成8年からは再び増加傾向に転じている。今後、平成44年頃まで人口が増加すると推計される。



(2) 少子高齢化が進展する

高齢者人口（65歳以上）は、団塊世代（昭和22～24年誕生）の高齢化等により、大幅に増加していく一方、年少人口（0～14歳）は、少子化の影響が顕著になっていく。また、生産年齢人口（15～64歳）は、転入が転出を上回るため、概ね横ばい傾向と推計される。

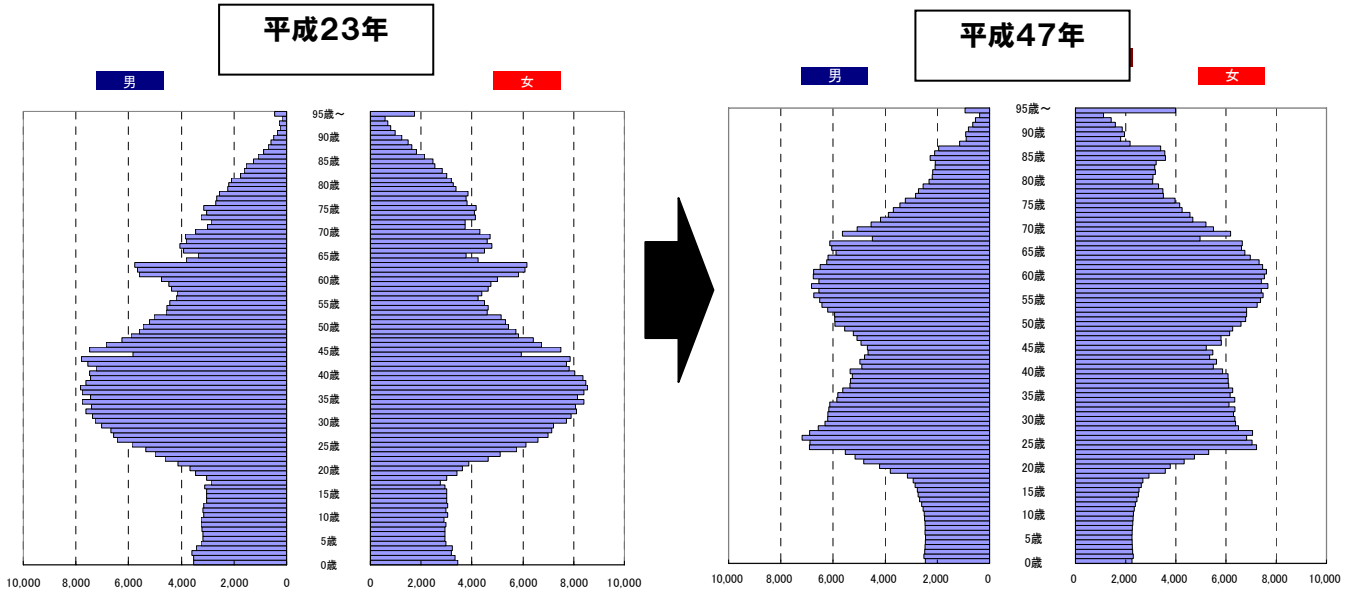
平成23年の人数を
100とした場合の値



(3) 人口ピラミッドは安定的に推移する

少子高齢化は進むが、平成47年になっても20～30代が、他の世代よりも多い人口構成となっている。

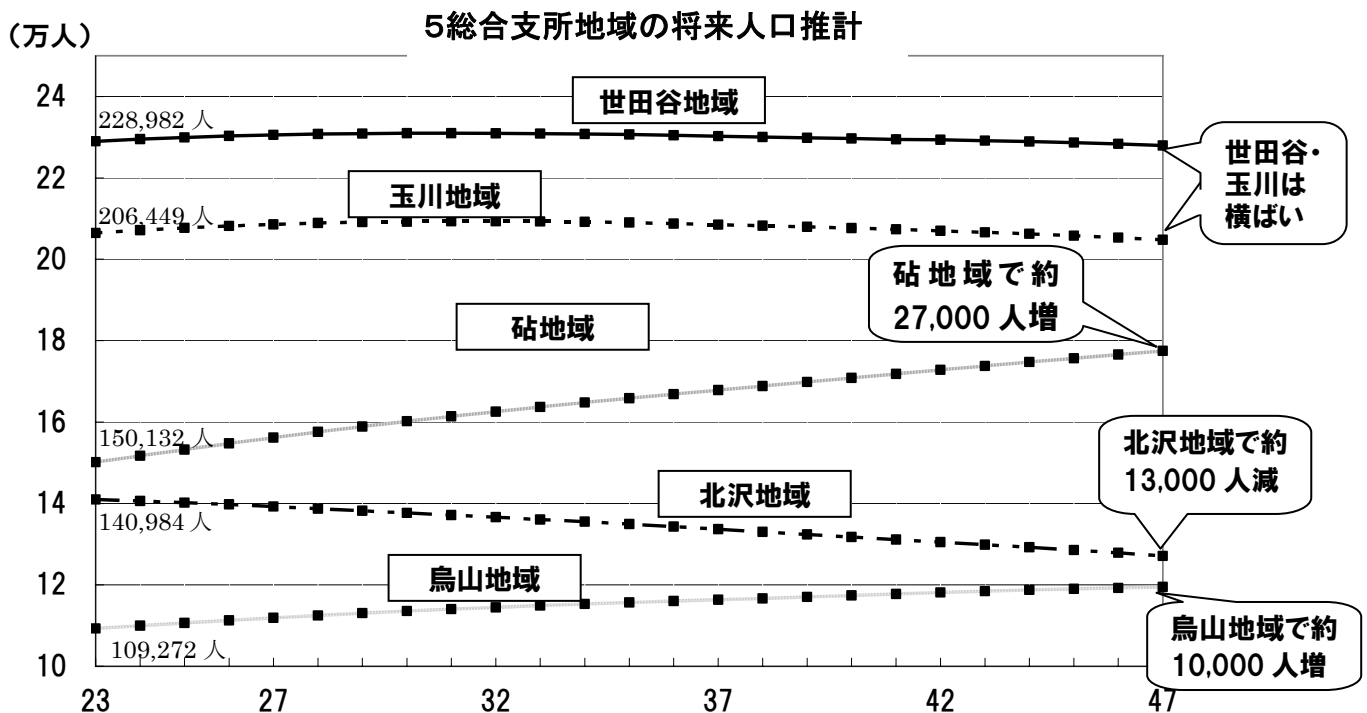
年齢・男女別人口の推移



※「世田谷区将来人口の推計《速報版》」(H23.12)

(4) 地域ごとに人口の動きは異なる

砧、烏山地域では人口が増加していくが、北沢地域では減少する。世田谷地域と玉川地域は概ね横ばい傾向で推移していく。



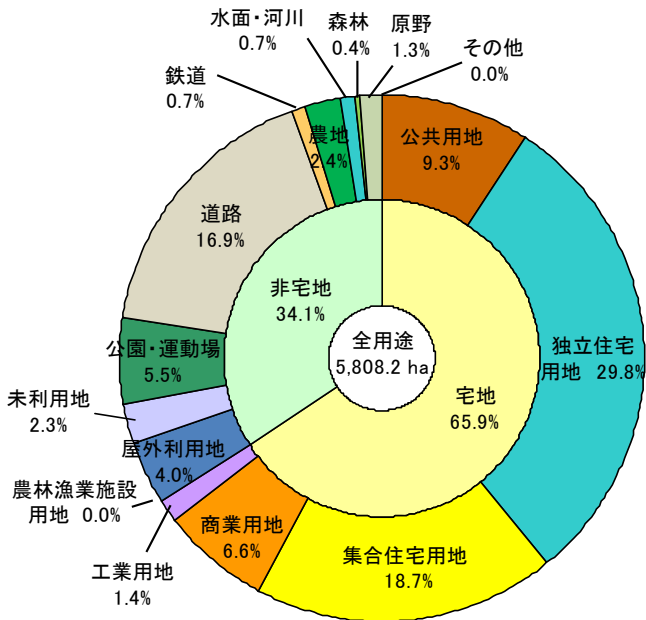
※「世田谷区将来人口の推計《速報版》」(H23.12)

3 街の姿

(1) 宅地が3分の2を占める

建物の敷地として利用されている「宅地」は世田谷区全体の面積の約3分の2を占める。また、住居系の宅地面積は約50%近くを占めており、平成3年から18年にかけて増加している。

土地利用面積比率



※「平成18年度世田谷区土地利用現況調査」

最新の調査は平成23年に実施、平成24年度公表予定

土地利用構成の推移

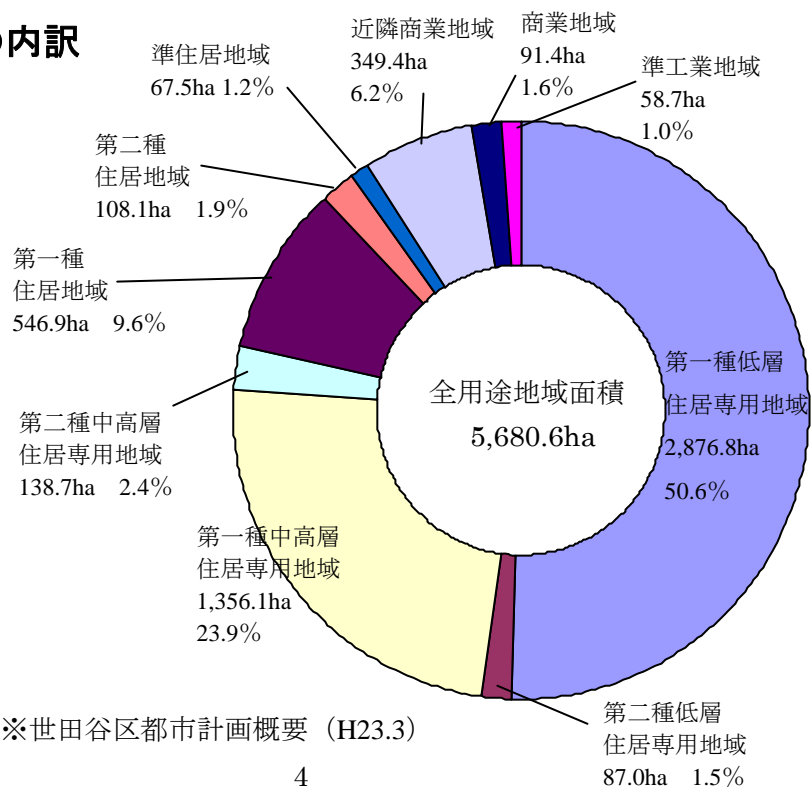
分類		平成3年	平成8年	平成13年	平成18年
宅地	公共系	9.4%	9.5%	9.6%	9.3%
	住居系	45.8%	46.1%	47.9%	48.5%
	商業系	6.2%	6.9%	6.4%	6.6%
	工業系	2.1%	1.7%	1.5%	1.4%
	農業系	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%
非宅地	空地系	6.7%	7.1%	6.5%	6.3%
	公園系	5.5%	5.6%	5.4%	5.5%
	交通系	17.1%	17.1%	17.3%	17.6%
	農地系	4.3%	3.3%	2.9%	2.4%
	河川系	1.1%	1.1%	0.8%	0.7%
	緑地系	1.6%	1.5%	1.5%	1.7%
	その他	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%

※「世田谷区土地利用現況調査」

(2) 住居系用途地域指定が、全用途地域面積の9割以上

住居系の用途地域が全用途地域面積の9割以上を占めていて、第1種低層住居専用地域に限ってみても全面積の半分を超えている。

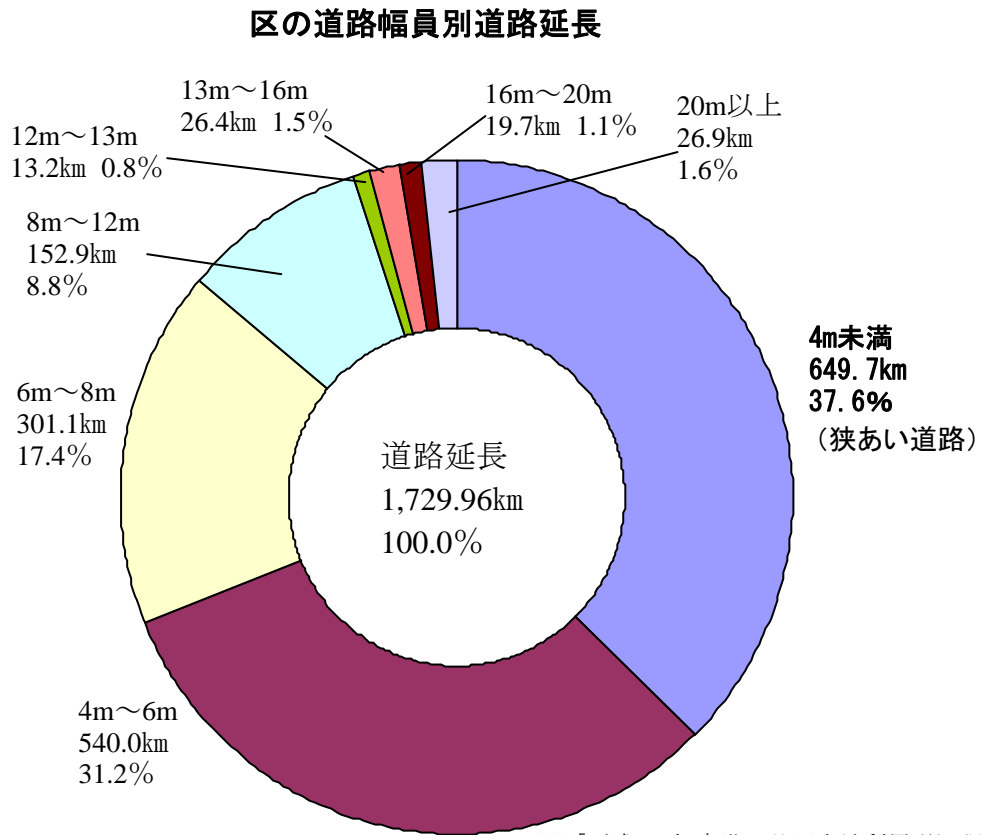
区内用途地域の内訳



※世田谷区都市計画概要 (H23.3)

(3) 世田谷には狭い道路が多い

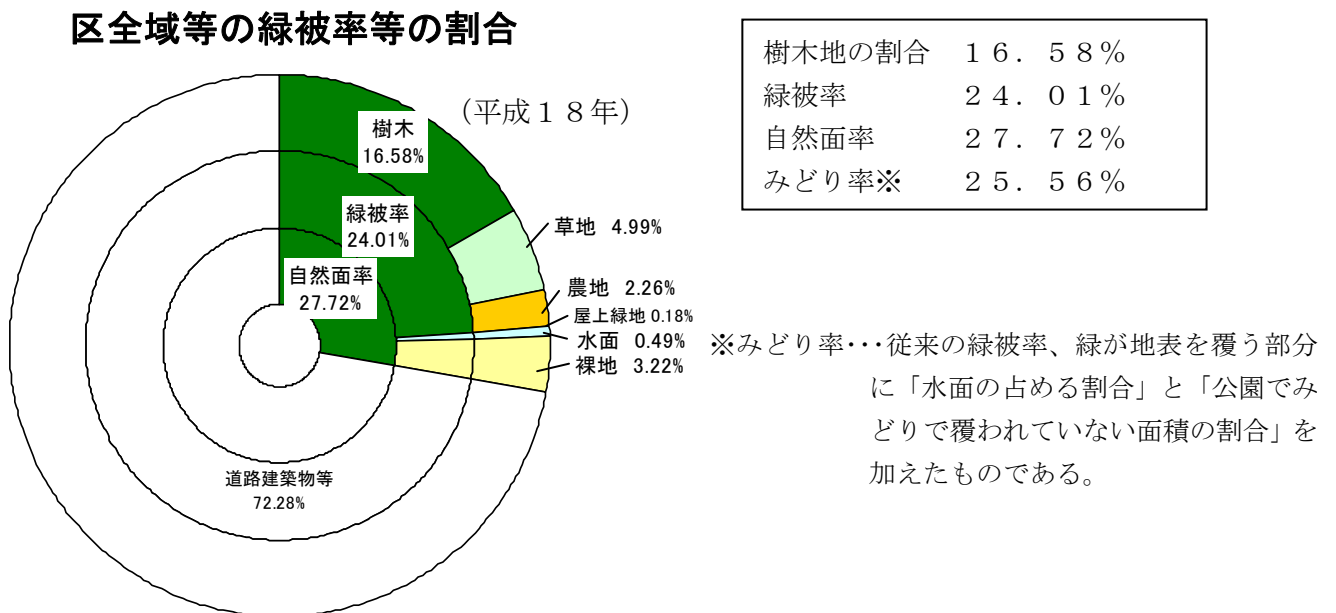
道路幅が 4m 未満の狭い道路（狭あい道路）が、道路全体の約 4 割を占めている。狭い道路は災害時等に救急車や消防車が入りにくいなど、多くの問題がある。



※「平成 18 年度世田谷区土地利用現況調査」

(4) 世田谷区の緑被率は約 24% である

23 区中、3 分の 2 の区の緑被率が 20% を下回る中、世田谷区の緑被率は 24.01% であり、みどりに恵まれている。

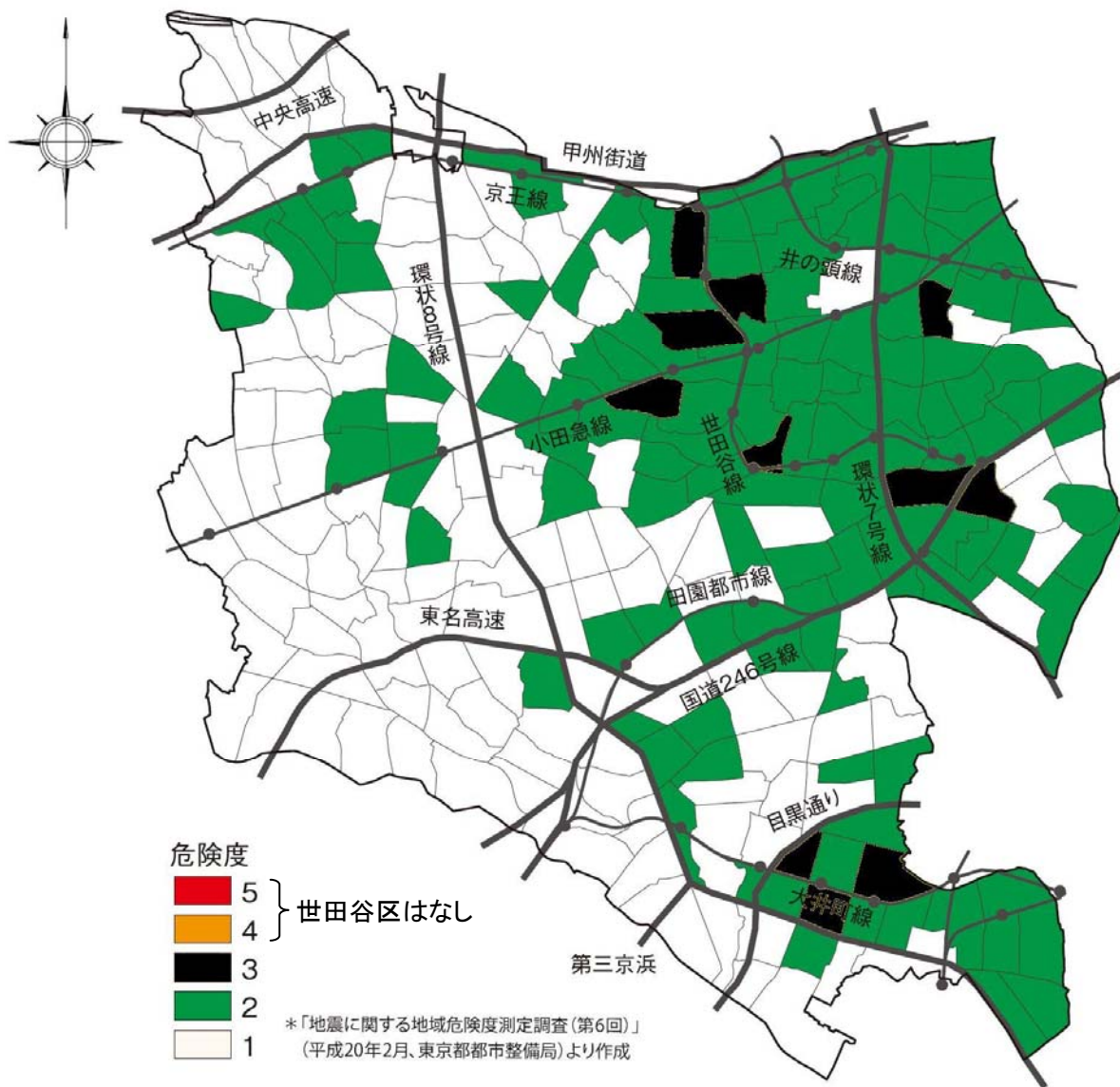


※「平成 18 年度世田谷区土地利用現況調査」

(5) 地震による建物の倒壊の危険が高いのは区の東部

世田谷区南東部、北東部には、相対的に耐震性が低いと考えられる昭和56年（新耐震設計基準施行年）以前に建設された木造建築物が集積しており、地盤の種類を考慮すると、倒壊の危険性が高い。

建物倒壊危険度



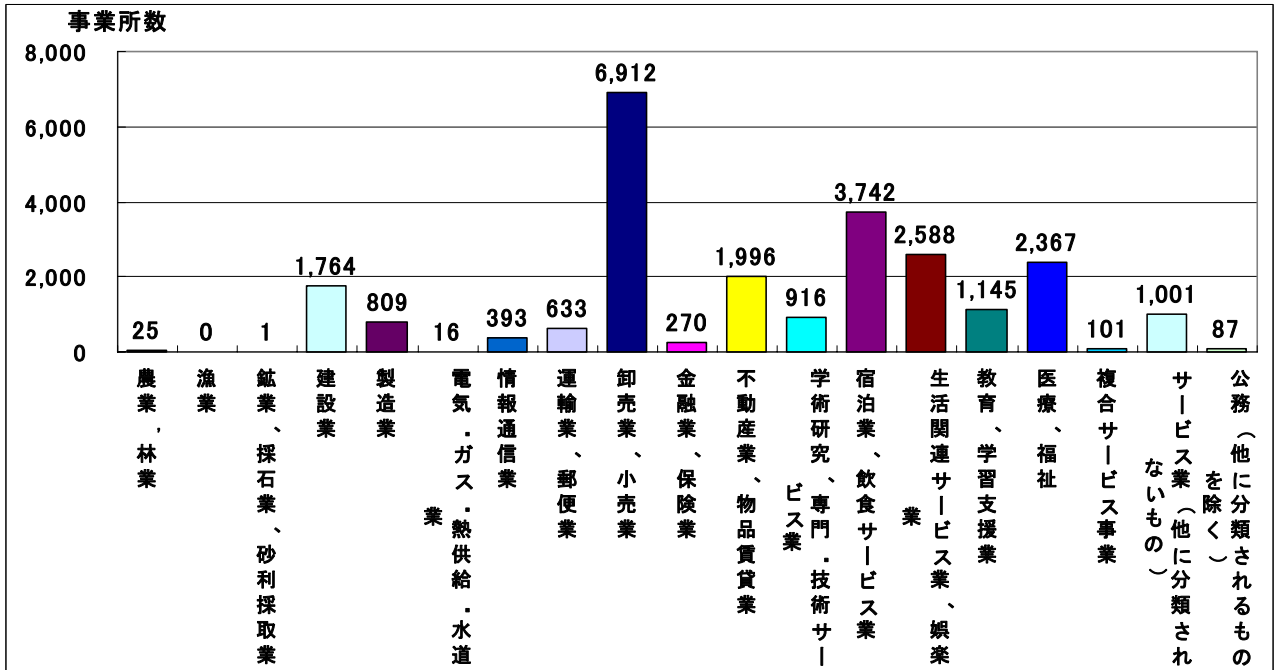
※世田谷区「2009 防災環境マップ」

4 区民の仕事

(1) 区内の事業所は、卸売・小売、飲食サービスが多い

世田谷区の実業所数は、「卸売業、小売業」が最も多く、「飲食サービス等」が次に多い。

世田谷区の種類別事業所数

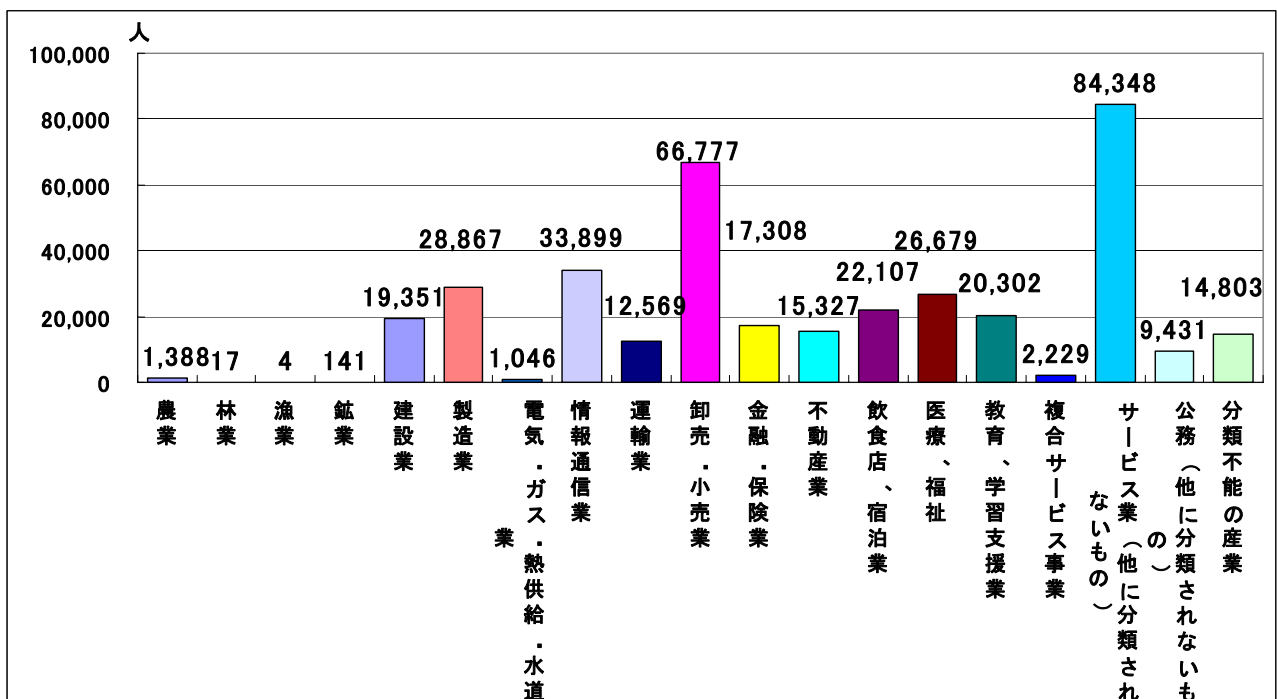


※平成 21 年 総務省「経済センサス 基礎調査」

(2) サービス業従事者が多い

区民が就いている業種は、「サービス業」が最も多く、「卸売・小売業」が次に多い。

世田谷区民の業種別就業人数



※平成 17 年総務省「国勢調査」

5 区民の意識

(1) 「区民意識調査」(平成7年度、23年度)*に見る区民の意識

「区が積極的に取り組むべき事業」では、両年度ともに「災害に強いまちづくり」「高齢者福祉」「自然環境の保護」が上位にあげられている。「防犯・地域安全の対策」は、選択肢として追加された平成16年度以降上位にあげられている。

区が積極的に取り組むべき事業

	1位	2位	3位	4位	5位
平成7年度 (n=1,543)	災害に強いまちづくり 56.6%	高齢者福祉 43.1%	自然環境の保護 24.8%	資源リサイクルの推進 22.6%	道路の管理保全 18.4%
平成23年度 (n=1,314)	災害に強いまちづくり 48.6%	防犯・地域安全の対策 41.8%	高齢者福祉 28.3%	自然環境の保護 17.1%	道路の管理保全 13.5%

(2) 区民の困りごとは、道路、騒音、カラス被害など

「地域における困りごと」では、両年度ともに「道路が狭くて危険」「車など交通が激しい」「騒音や振動が気になる」「カラスなどの被害」が上位にあげられている。一方、「放置自転車がなくて迷惑」という回答率は減少している。(平成7年度26.3%→平成23年度10.7%)

地域における日常生活の困りごと

	1位	2位	3位	4位	5位
平成7年度 (n=1,543)	放置自転車が 多くて迷惑 26.3%	騒音や振動が 気になる 19.2%	道路が狭くて 危険 18.9%	犬、猫などの ペット公害、 カラスなどの 被害 18.5%	車など交通が 激しい 18.3%
平成23年度 (n=1,314)	道路が狭くて 危険 24.6%	車など交通が 激しい 16.8%	カラスなど鳥 獣による被害 16.0%	特にな い 14.8%	住宅が密集し すぎている 14.0%

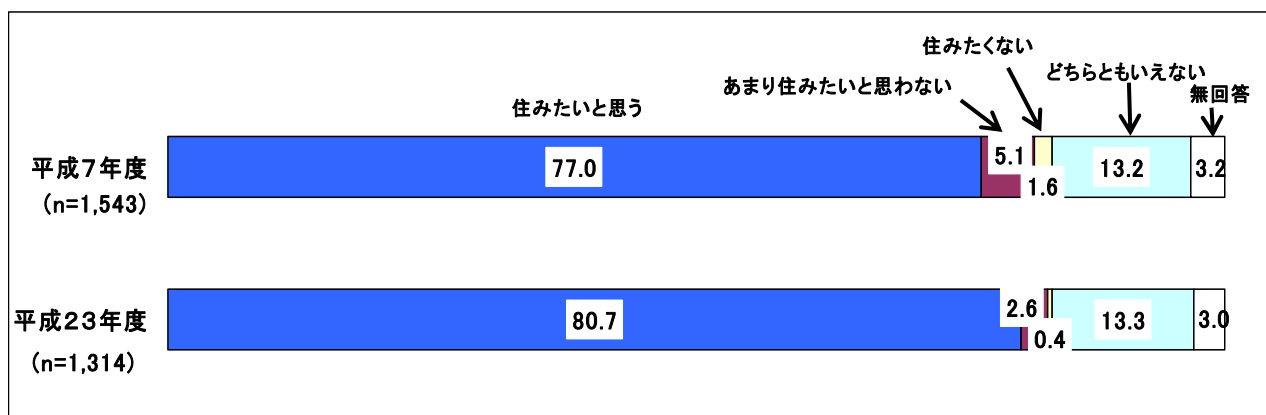
※「世田谷区民意識調査」…区民の区政に対するニーズや意識と、その変化を的確に把握するために毎年実施し、区政を推進するための基礎資料としている。
調査対象 世田谷区在住の満20歳以上の男女2,000人

(3) 定住意向は強いが、「住みたくない」理由に、「近隣との交流がほとんどない」が挙がる

○「世田谷区民意識調査」(平成7年度、23年度)に見る区民の意識

「これからも世田谷区に住みたいと思う人」の割合は引き続き高い。「定住理由」に大きな変化は見られないが、「非定住理由」には、経済的負担の高さが挙がっている。また、今年度の調査では「非定住理由」に、「地域・近隣との交流がほとんどない」が上位に入っている。

定住意向



定住理由(「住みたいと思う」と答えた方)

	1位	2位	3位	4位	5位
平成7年度 (n=1,188)	住み慣れている 71.0%	交通や買物など生活に便利 64.5%	地域の生活環境がよい 52.4%	通勤・通学などの交通の便がよい 43.9%	自分の土地(住宅) 39.1%
平成23年度 (n=1,061)	住み慣れている 68.9%	交通や買物など生活に便利 64.7%	自然や街並みなど生活環境がよい 50.5%	自分の土地(住宅) 40.6%	通勤・通学など交通の便がよい 36.5%

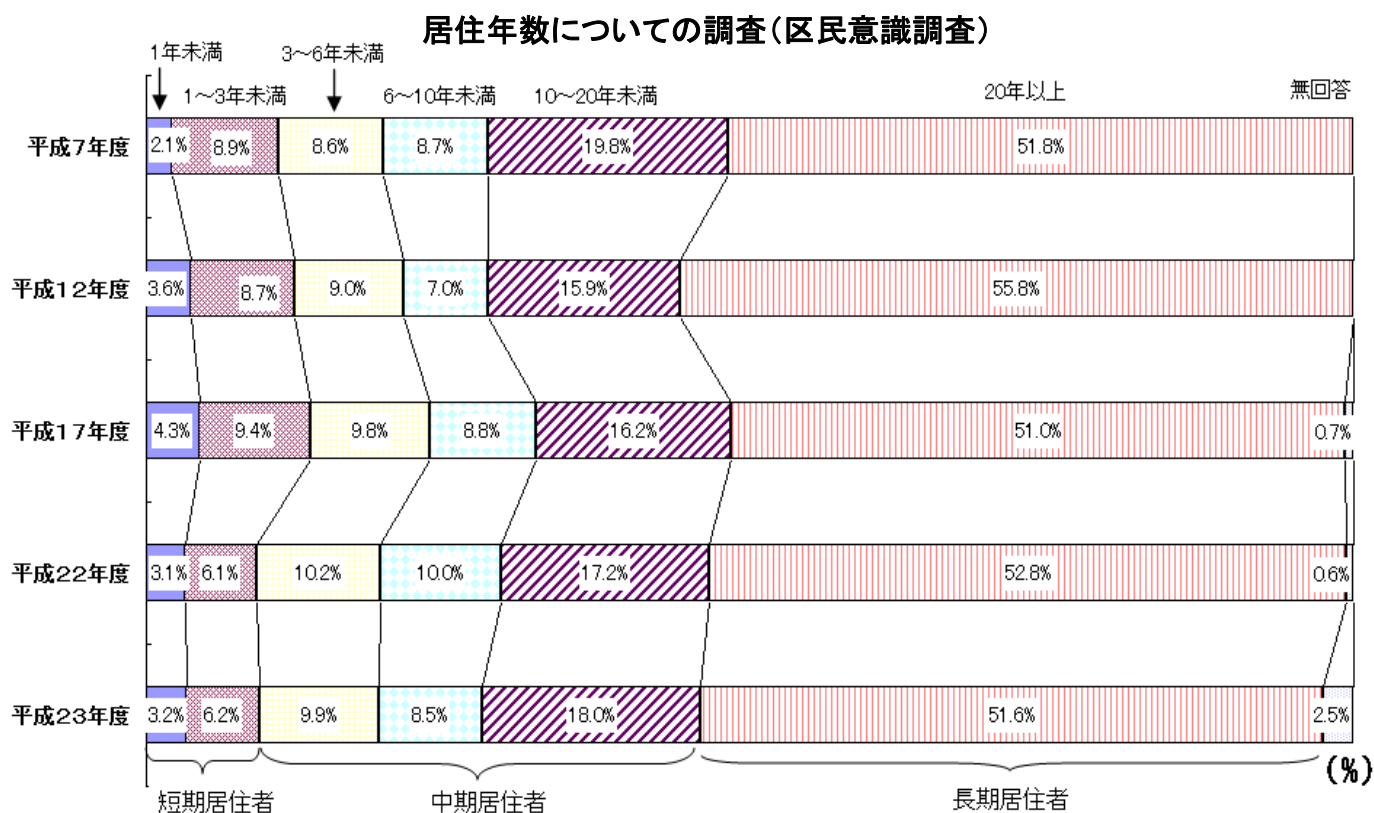
※平成17年度より選択肢変更「地域の生活環境がよいから」→「自然や街並みなど生活環境がよいから」

非定住理由(「あまり住みたくない」「住みたくない」と答えた方)

	1位	2位	3位	4位	5位
平成7年度 (n=102)	住まいが狭いなど住宅事情が悪い 46.1%	家賃など経済的負担が多い 33.3%	自分の土地(住宅)でない 32.4%	地域の生活環境が悪い 30.4%	交通や買物など生活に不便 29.4%
平成23年度 (n=39)	家賃など経済的負担が多い 61.5%	住まいが狭いなど住宅事情が悪い 28.2%	交通や買物など生活に不便 25.6%	地域・近隣との交流がほとんどない 23.1%	自分の土地(住宅)でない/その他 17.9%

(4) 世田谷の長期居住者（20年以上）は5割を超える

平成7年度からの時系列の変化をみると、「短期居住者」は平成17年度以前に比べて、平成22年度以降はやや減少する一方、20年以上の「長期居住者」は5割強で推移している。定住傾向が高まっているといえる。

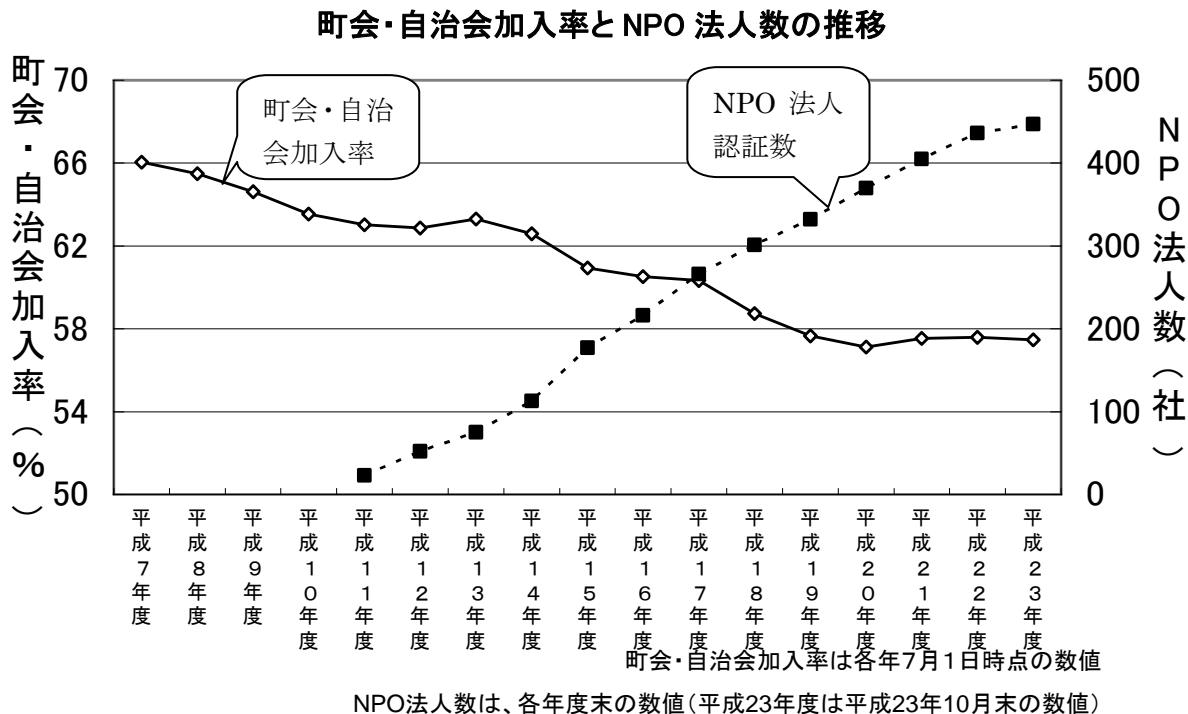


※「世田谷区民意識調査」(H7~H23)より作成

6 地域のつながり—住民力

(1) 町会・自治会の加入率が低下している

町会・自治会への加入率は全体として低下傾向である。この数年をみるとほぼ横ばいで推移している。NPO法人数は制度が始まって以降、一貫して増加しており、平成23年10月末現在で447団体である。



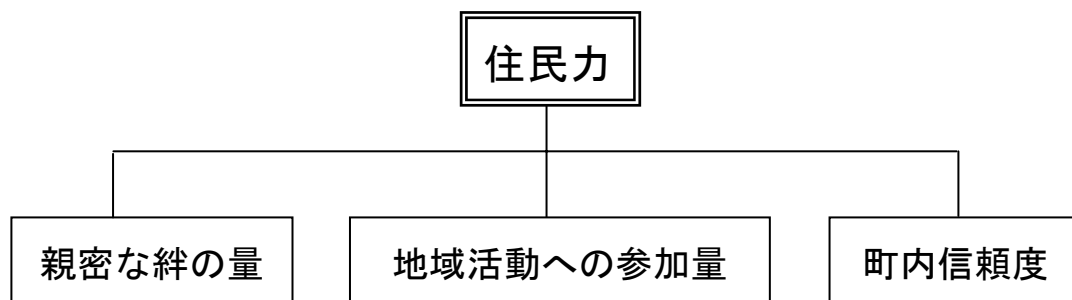
(2) 住民力とは？

平成21年度にせたがや自治政策研究所が「地域の生活課題と住民力に関する調査」を実施し、分析を進めてきた。

ここでいう「住民力」とは、よりよい地域社会の形成に主体的にかかわることができるような、住民自身が有するソフトな資源を意味する。

下図は住民力の構成要素を示したものである。住民力は「親密な絆の量」、「地域活動への参加量」、「町内信頼度」によって構成される。

【住民力の枠組】

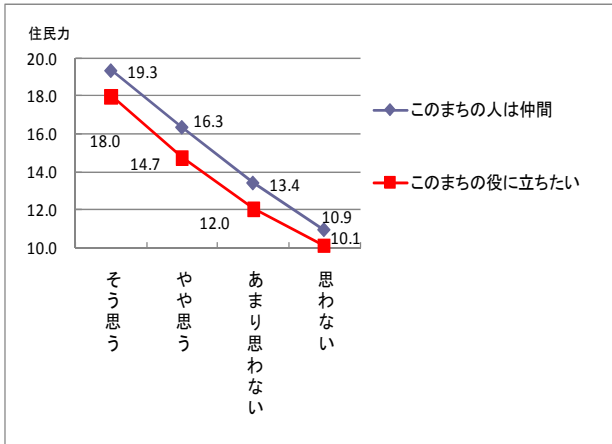


平成21年度実施の「地域の生活課題と住民力に関する調査」より

今後、「住民力」の分析結果について、資料として提供していくが、今回は、住民力とまちへの愛着・活動意欲、投票行動の関係、住民力の地域別分布についての調査結果を次に示す。

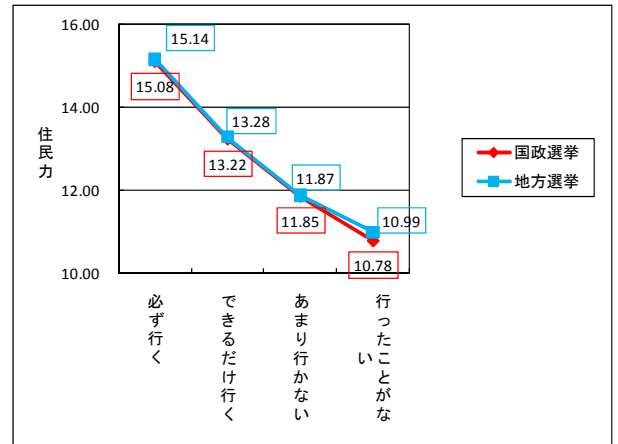
(3) 住民力が高い人ほど、まちへの愛着・活動意欲と投票意欲が高い

住民力とまちへの愛着・活動意欲の関係



住民力が高い人ほど、まちへの愛着・活動意欲が高い

住民力と投票行動の関係



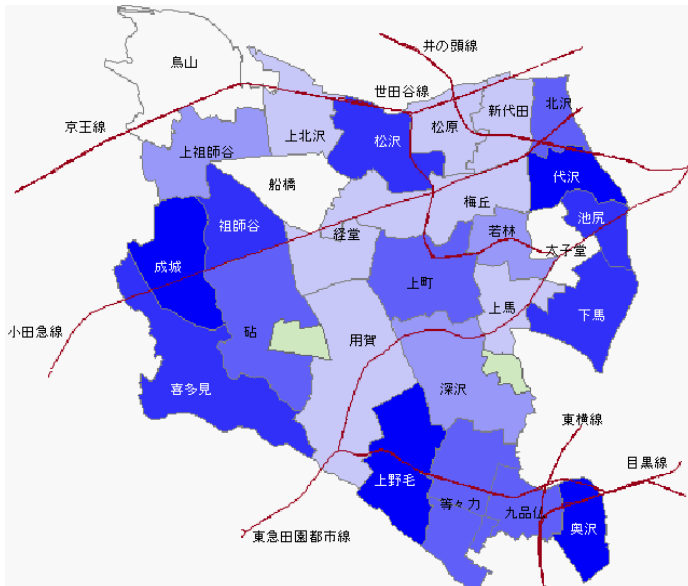
住民力が高い人ほど、国政選挙・地方選挙いずれも投票に行く傾向が高い

(4) 町会加入率が高いところほど、住民力が高い

出張所・まちづくりセンター地区別の住民力については、図1のような結果となった。図2の同地区別の町会加入率の分布と似た傾向がみられる。

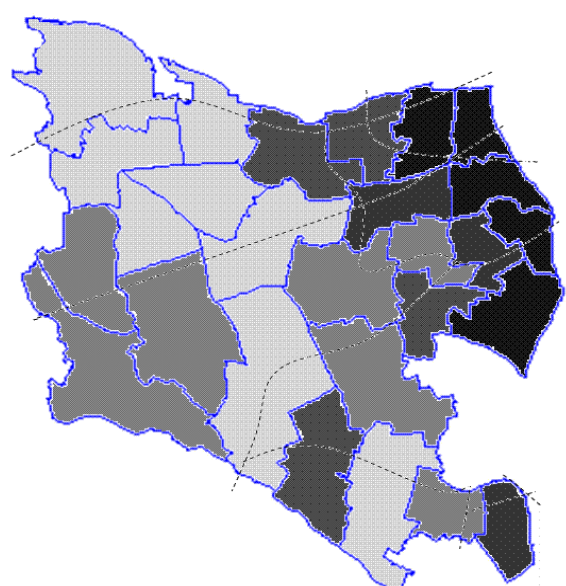
住民力の地域別分布

図1 出張所・まちづくりセンター地区別住民力



(注) 色が濃い地域ほど、住民力が高い

図2 出張所・まちづくりセンター地区別町会加入率



(注) 色が濃い地域ほど、町会加入率が高い

7 財政状況

(1) 公共施設等の老朽化(今後、累計3千億円の負担)が進む

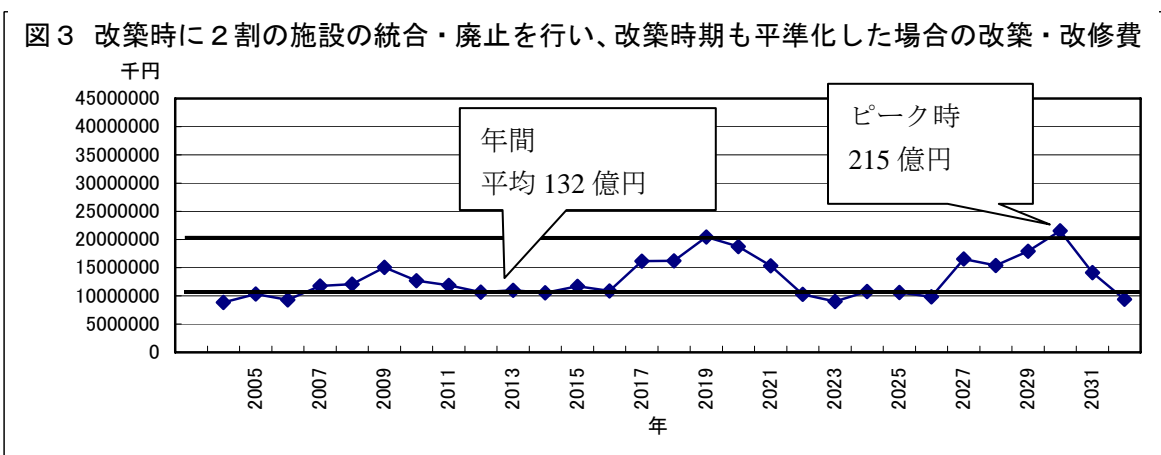
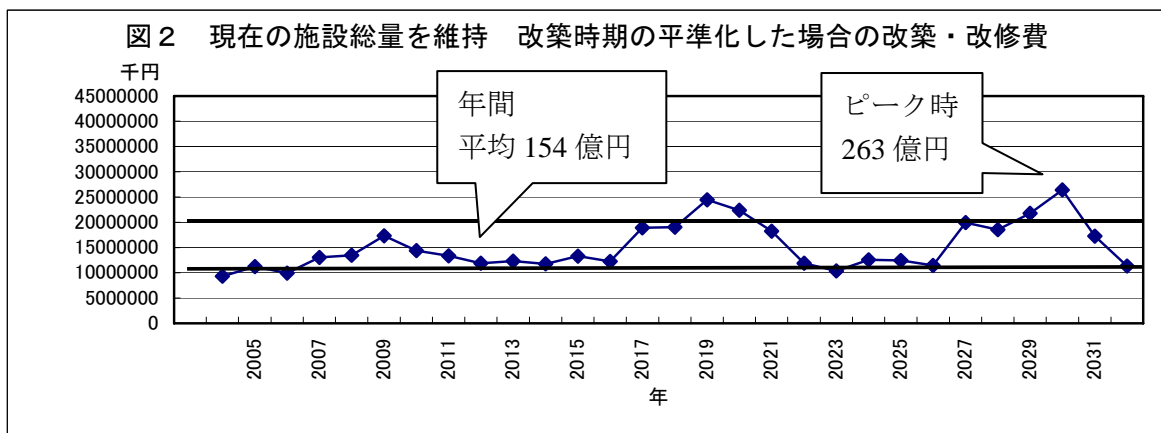
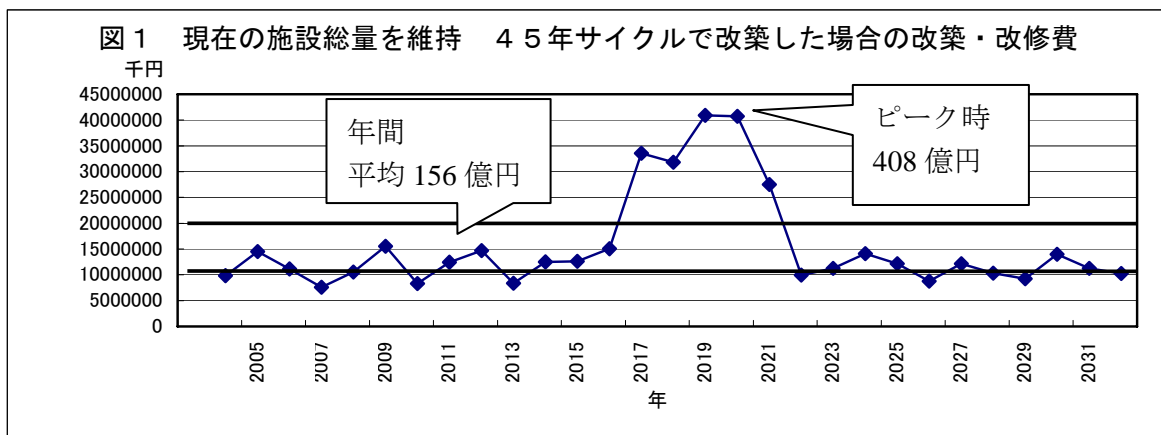
昭和30年代(1955～64)の建築物を中心とする施設の老朽化が進んでおり、仮に、現在の施設総量を維持したまま建て替える場合は、平成44(2032)年度までに、年平均156億円の改築経費が必要であり、ピークの平成31(2019)年前後には年間約400億円に達する(大部分は小中学校)。「[図1]」

時期の平準化を行う場合も、年平均154億円の改築経費が必要であり、ピークの平成42(2030)年度には年間263億円を要する。「[図2]」

これに加え、施設総量を約2割縮減する場合でも、年平均132億円の改築経費を必要とし、ピークの平成42(2030)年度には年間215億円を要する。「[図3]」

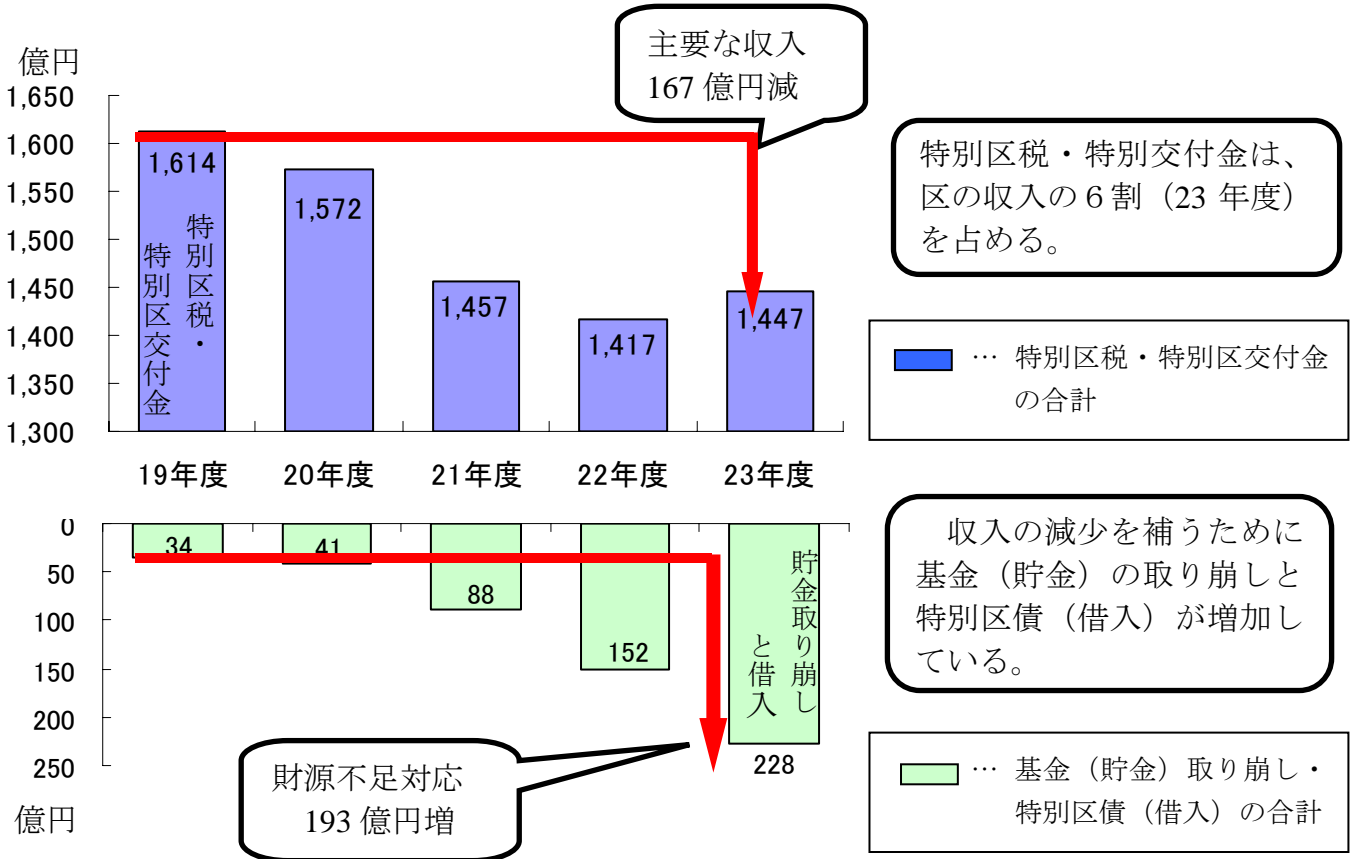
いずれのケースでも、平成44(2032)年度までに、総額で2,700億～3,000億円を要する。

(平成17年度「世田谷区公共施設整備方針」)



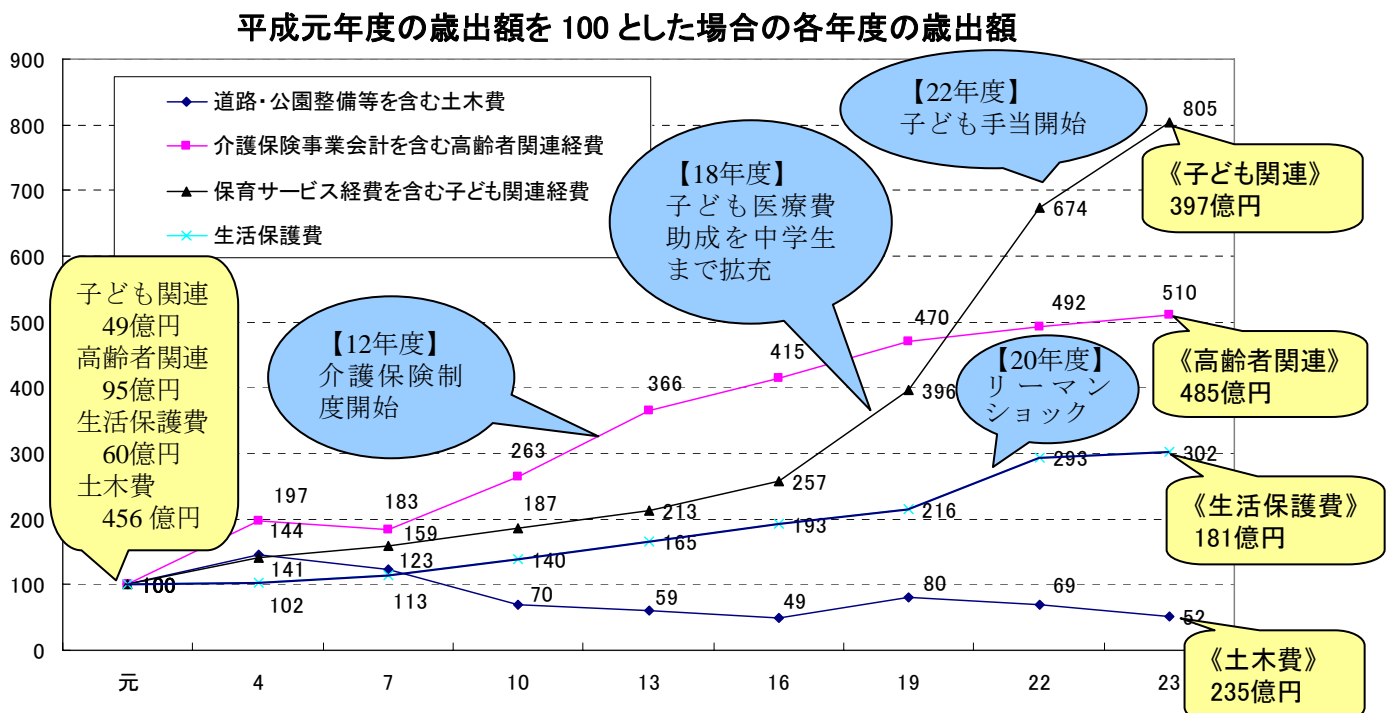
(2) 区の主要な収入源の税込、特別区交付金が減少している

特別区民税、特別区交付金収入は、近年の景気動向等を反映して落ち込み、基金（貯金）の取り崩しと起債（借金）で財源不足を補っている。



(3) 税込等が減少する中で、行政需要はますます膨らんでいる

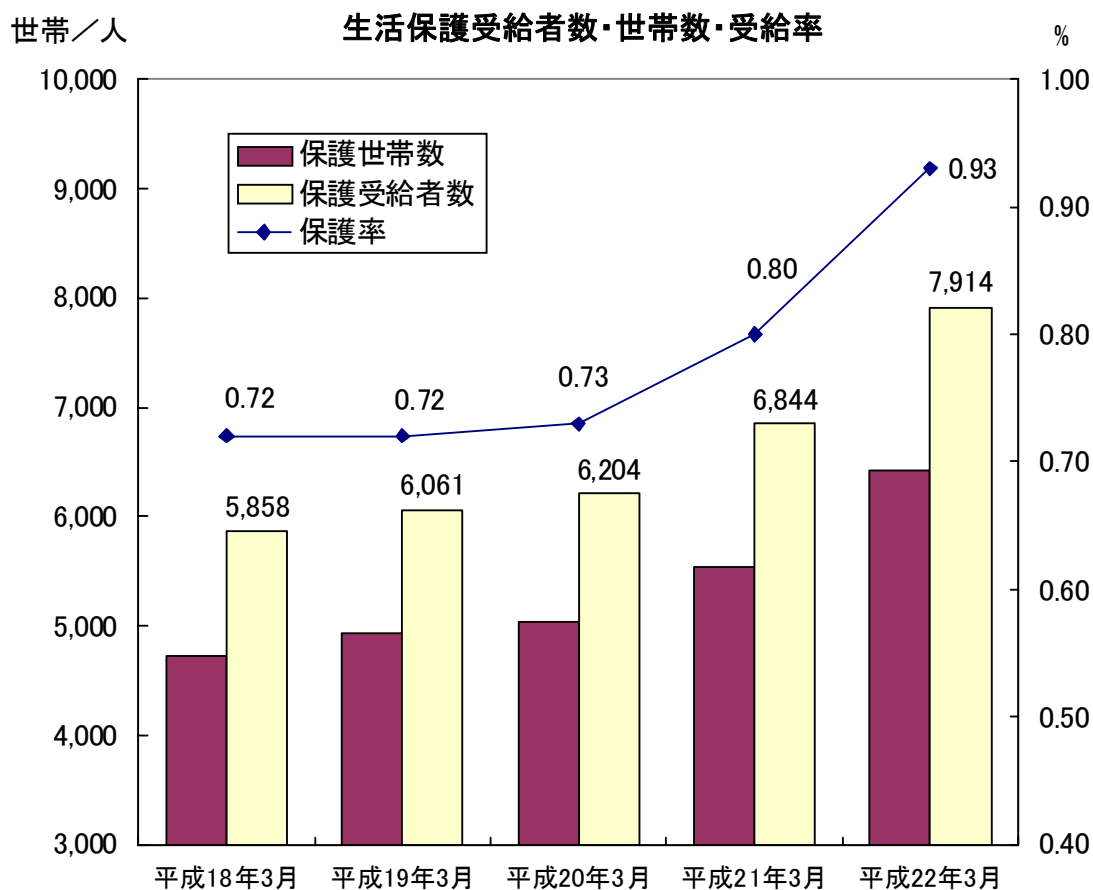
平成元年度と比較した場合、平成23年度の高齢者関連経費は約5倍、子ども関連経費は約8倍、生活保護費は約3倍に増えている。一方、土木費は、約半分となっている。



8 福祉の状況

(1) 生活保護の受給者が大幅に増加している

平成22年3月の保護者受給者数は8,000人弱で、保護率は1%弱である。
平成20年度以降、保護率が急上昇している。



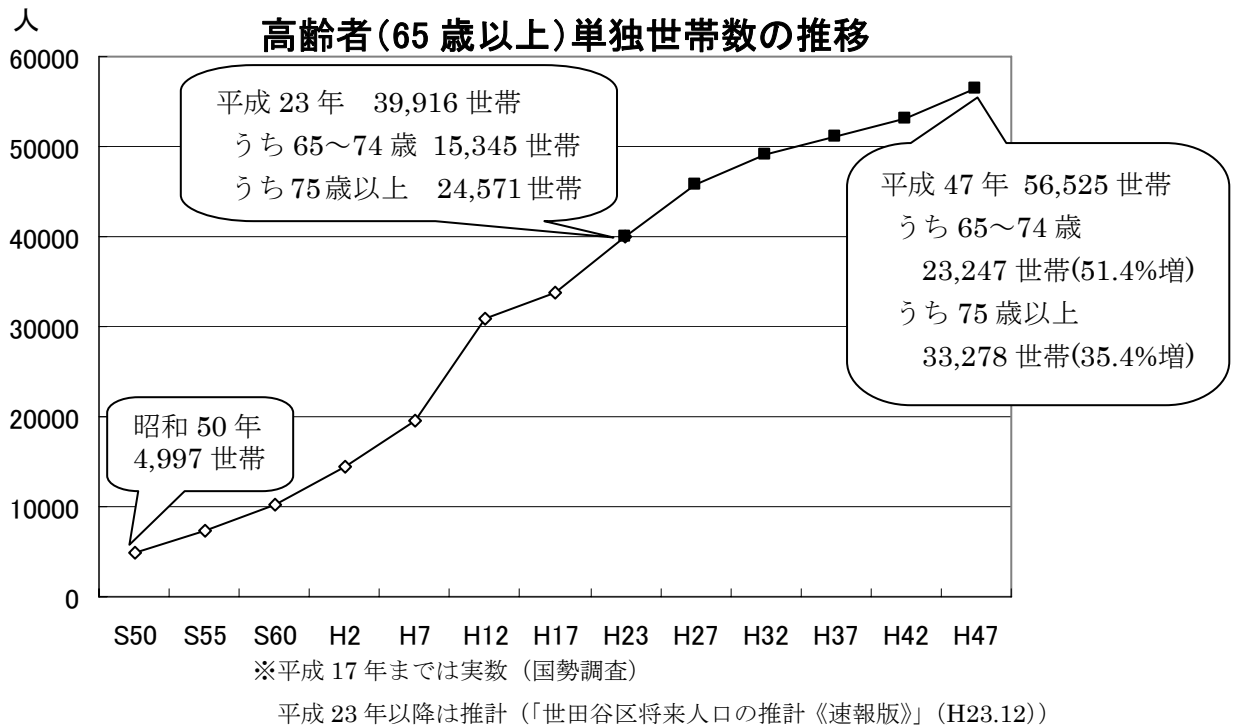
生活保護開始理由としては、「収入の減少・喪失」「預貯金の減少・喪失」の伸びが大きい。厳しい経済・雇用情勢を反映したものと推察される。

開始理由	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
①傷病 (構成比：%)	320 (33.8)	340 (35.8)	364 (39.4)	447 (33.9)	471 (26.2)
②収入の減少・喪失 (構成比：%)	172 (18.2)	164 (17.2)	157 (17.0)	314 (23.8)	516 (28.7)
③預貯金の減少・喪失 (構成比：%)	203 (21.4)	248 (26.1)	178 (19.2)	279 (21.1)	506 (28.1)
④転入等 (構成比：%)	252 (26.6)	199 (20.9)	226 (24.4)	280 (21.2)	307 (17.0)

(2) 高齢者の単身世帯が増えている

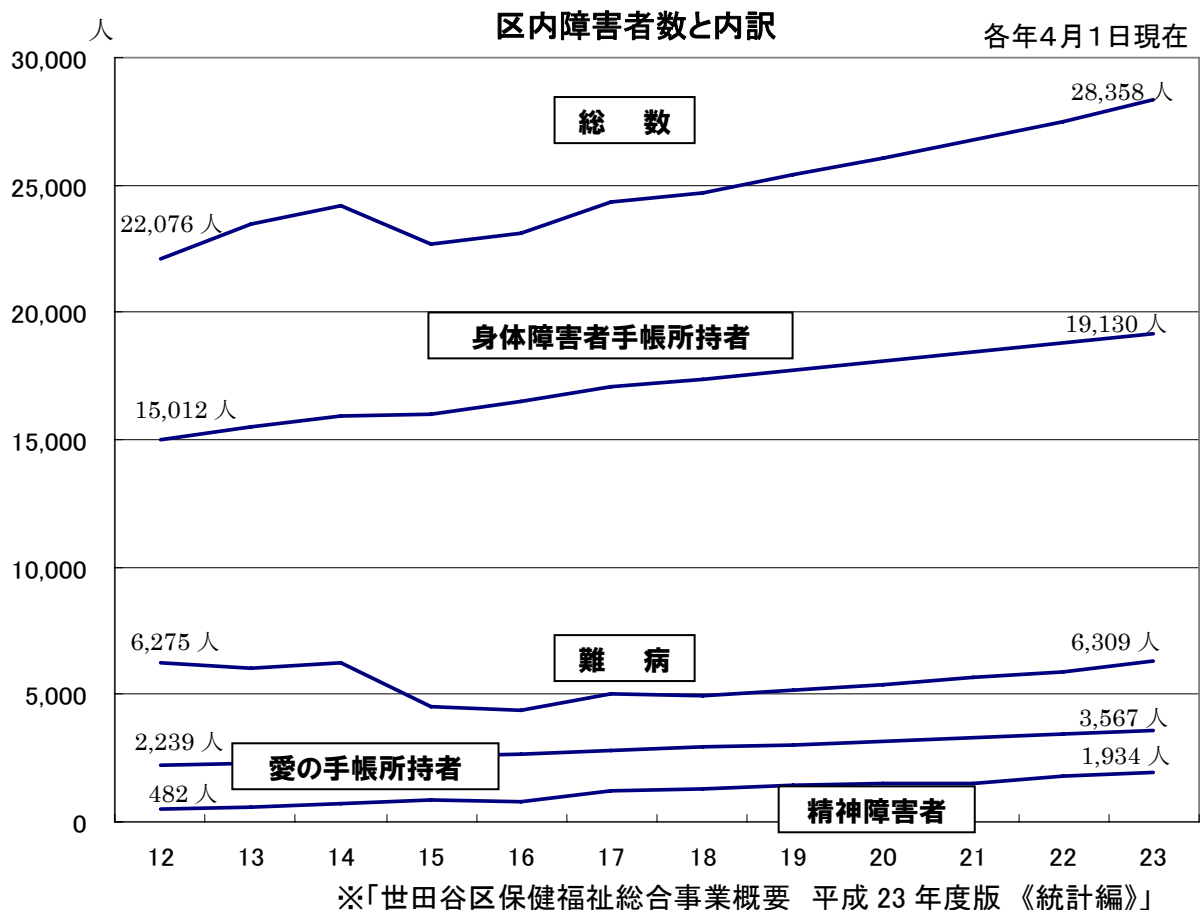
高齢者の一人暮らし世帯は、平成7年以降急速に増加している。今後も増えつづけると推計されている。

(65歳以上75歳未満→約51%増加、75歳以上→約35%増加)



(3) 障害者の数が増えている

区内に居住する障害者の数も、総人口の増加に比例して伸びている。

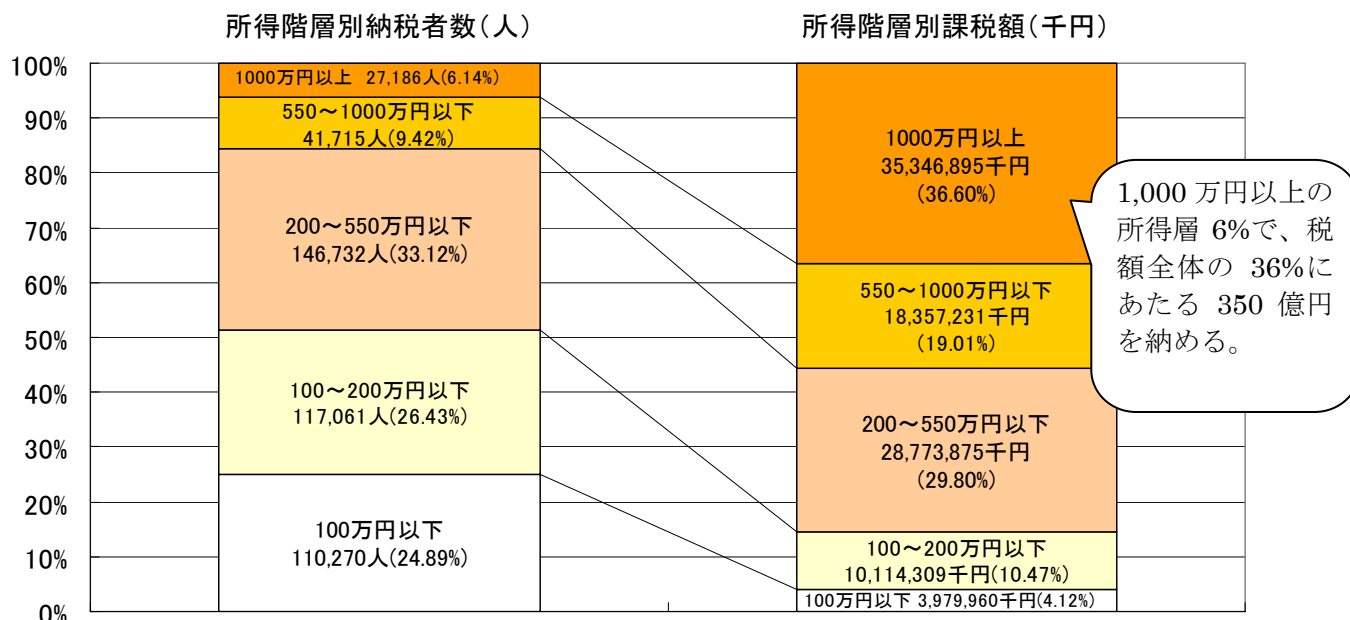


9 区民の所得と納税額

(1) 高額所得者の納税で、税収の36%を支えている

世田谷区の特別区民税の税収額は、1,000万円以上の所得者（課税標準額1千万円以上）による税額が3割半ばを占めている。

所得階層別納税者数・税額
(平成23年度特別区民税)



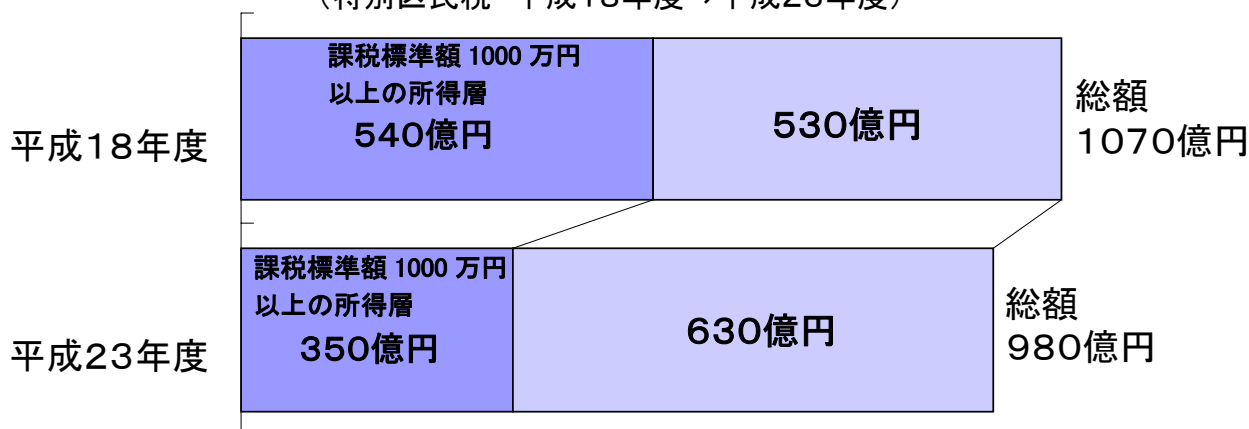
注) 所得の階層区分は「課税標準額」(所得から諸控除を差し引いた額)
また、税額は所得割額(所得に応じて課税される税額)の合計

(2) 高額所得者(課税標準額1千万円以上)の納税額は、5年前に比べると190億円減少している。

近年の景気後退の影響と考えられるが、5年前に比べて高額納税者の納税額は著しく減少した。

高額所得者の税額の推移

(特別区民税 平成18年度⇒平成23年度)



部会の設置について

今後、議論を進めていくにあたり、各委員の皆様より、多くのご意見をいただきたく、3つ程度の部会を設置し、そこでのご意見等を審議会での議論に反映させていくことをご提案いたします。

1. 部会

3つ程度の部会を設置し、委員の皆様には、いずれかの部会にご参加いただきます。各部会につき、概ね10人程度までの人数とすることで、議論をしていただきたいと考えています。

部会	視点
第1部会	コミュニティ・地方自治、情報・コミュニケーション
第2部会	街づくり、防災、環境・エネルギー、産業・雇用、芸術文化
第3部会	子ども、青少年、教育、福祉・医療、男女共同参画

※上記の部会及び視点は事務局がたたき台としてお示しするものです。

2. 部会の運営ルールについて

本日は、以下について審議会でご決定をお願いします。

(1) 部会数の確認

部会の設置数が適当であるか

(2) 部会の分け方の確認

視点の設定が適当であるか、加えたほうが良い視点はないか、議論を進める中で、追加設定を可能とするかなど

(3) 他の部会への参加について

部会間の横のつながりのために、委員については、他の部会への参加も可とする柔軟な形態をとることが適当か

(4) 部会を公開とするか、非公開とするか

(5) 議事録を作成するか

作成する場合、発言者の名前も含めて公開するか

決定した事項については、事務局で部会運営要領として文書化し、委員の皆様へ配付いたします。

3. 部会への参加意向について

どの部会にご参加いただくか、アンケートでご意向をお伺いいたします。

専門分野やご意向に沿って事務局で構成を作成し、お示しさせていただきます。

4. 第1回部会について

(1) 議論のテーマ

第1回の部会の議論のテーマは共通とします。

《説明、情報提供》

- ・基本構想の背景となる社会状況等
- ・これまでのせたがや自治政策研究所の調査・研究に基づく課題意識の提示

《議論のテーマ》

- ・地域コミュニティの活性化、住民自治の推進について
- ・少子高齢化への対応について
- ・その他、20年後に向けて取り組むべきこと

(2) 日程

平成24年2月上旬から中旬